



Title	継続的売買契約の解消に関する一考察
Author(s)	上山, 徹
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 5, 1-32
Issue Date	1998-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/22292">https://hdl.handle.net/2115/22292</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_P1-32.pdf



# 継続的売買契約の解消に関する一考察

かみ やま とおる  
上 山 徹

## 目次

序	2
第一章 裁判例の検討	3
第一節 概観	3
第二節 解消理由による裁判例の類型化	4
第一款 代金不払・信用不安型	4
第二款 義務違反・信頼関係破壊型	5
第三款 取引先選択型	7
第四款 小括	8
第二章 解消の制限によって保護すべき利益の検討	9
第一節 裁判例が解消を制限する理由	9
第二節 他の契約における継続性保護との比較	11
第一款 不動産賃貸借契約	11
第二款 雇用契約	13
第三節 被供給者の保護のあり方	13
第四節 学説の批判的考察	15
第三章 解消に関する法的枠組みの検討	19
第一節 被供給者の行為・態様を解消理由とするもの	19
第一款 基本的な考え方	19
第二款 代金不払・信用不安型の検討	20
第三款 義務違反・信頼関係破壊型の検討	22
第二節 供給者の経営上の事情を解消理由とするもの	24
第一款 基本的な考え方	24
第二款 取引先選択型の検討	24
第三節 解消理由と期間の定めを考慮した総合的検討	25
結語	27

## 序

わが国の事業者間の取引は、一般的に、特定の取引先と継続的に行われていることが多く、ここでは相互の信頼や協力的な関係がみられるといわれている。ところが、継続的な取引の終了に際しては、取引当事者間の利害関係の対立によって、紛争を生じることがある。なぜなら、継続的な取引の終了は、取引の当事者の経営に対して大きな影響を及ぼすことが少なくないからである。そこで、継続的取引の当事者の一方が取引を解消しようとする場合には、他方当事者が取引の継続を求め、あるいは取引の解消によって被った損害の賠償を請求して争いとなるのである。

近年、化粧品業界を中心として、いわゆる特約店契約・代理店契約の解消をめぐる多くの裁判例が現れ、流通系列の川上にある製造業者等による川下の流通業者に対する商品の出荷停止あるいは契約解除の有効性が争われている。裁判例の多くは、継続的取引の一方的な解消を制限しており、そこには「継続性原理」とでも呼ぶべき新たな法理が形成されているとの見解もみられる<sup>(1)</sup>。

ところで、継続的取引を契約と捉えて民法の規定に照らして考えてみた場合には、その解消を制限するという効果が認められるのは特別な場合であって、紛争事案の背景には解消を制限して保護すべき利益のあることが推察されるのである。ところが、その利益については、これまであまり明確には論じられていないようである。すなわち、継続的取引を解消される者が失う利益は、およそ経済的なものであり、金銭的補償での処理が可能であることが想定されるにもかかわらず、契約を継続させて解決を図ることが妥当であるかについては検討が不十分であるように思われるのである。そうすると、継続的取引の解消を制限して保護すべき利益と取引を解消される者の保護のあり方についての検討を行うことが必要ではないだろうか。

わが国における継続的取引の解消に関する多数の裁判例は、既にこれまでの研究において整理、

検討が行われている<sup>(2)</sup>。それによると、継続的取引の解消が争われた裁判例の多くは継続的売買契約に関するものである。これらは、何れの当事者が契約を解消したかによって、目的物を供給する側から解消したもの（以下「供給者解消型」と呼ぶ）と供給を受ける側から解消したもの（以下「被供給者解消型」と呼ぶ）とに分類され（中田 57 頁）<sup>(3)</sup>、そのなかでも「供給者解消型」の事例が多くみられる。また、最近では、いわゆる特約店契約・代理店契約を供給者側から解消する場合の効力が争われる事案が増えている。そこで、本論文では、継続的取引の解消をめぐる問題のうち、現代的な課題と考えられる、「供給者解消型」の継続的売買契約の解消を対象として検討を行うこととする。そして、裁判例を契約が解消される理由によって類型化し、継続的売買契約の解消に関する法的枠組みの提示を試みる。

ここで、継続的な取引に関する用語について、若干の整理をしておく。継続的な取引には、事実上のものと契約になっているものがあり、前者には継続的取引関係、継続的売買等と呼ばれるものがあり、後者には、継続的契約、継続的供給契約、継続的取引契約、継続的売買契約等と呼ばれるものがある（中田 4 頁，8～9 頁，30 頁，48 頁，内田平成 9 年 20～21 頁）<sup>(4)</sup>。これらの用語の多義性やその内容が不明確であることは、すでに指摘されているが（中田 4 頁，29 頁，48 頁。平井 705 頁）<sup>(5)</sup>、本論文では、これらの概念をとりあえず次のように整理して、検討を進めることとする。

まず、事実上の継続的な取引関係を、「継続的取引」と呼び、特定の当事者間での継続的な売買を「継続的売買」（中田 8 頁）と呼ぶ。次に、契約上の債権債務の給付が、ある期間を通じてなされるもの（例えば、賃貸借・雇用等）を「継続的債権契約（関係）」<sup>(6)</sup>と呼び、「継続的売買」のうち契約として評価されたものを「継続的売買契約」（中田 8 頁）と呼ぶ。なお、裁判例、学説等において「継続的供給契約」等とされているものを引用する場合には、その記述に従う。

また、実際の紛争においては、供給者による継

継続的売買契約の解除と出荷停止とがみられる。解除と出荷停止とは、理論上は別のものであるが、出荷停止は被供給者にとってしばしば致命的な打撃となり、解除と変わるところがないことから<sup>7)</sup>、これらを併せて「解消」と呼ぶ。なお、継続的売買契約の解除を「告知」、「解約」と呼ぶこともあるので、裁判例、学説等を引用する場合には、その記述に従う。

## 第一章 裁判例の検討

本章では、継続的売買契約の解消に関するこれまでの研究<sup>8)</sup>を参照しつつ、その後の裁判例をも対象とした検討を行う。ここでは、継続的売買契約の解消に関する判例法理を概観し、裁判例を類型化する。類型化は、契約解消の理由に即して行う。このような視角を採るのは、供給者の解消理由によって、裁判所が解消の可否や被供給者の保護について異なる判断を行っているのではないかと考えられるからである。

なお、判決文中からは、取引の内容が民法の規定における売買であるか明確でないものもあるが、ここでは、裁判例の状況を広く捉える意味で、明らかに継続的売買契約とされるものに限らず、当事者間において継続的に商品等を供給する取引（継続的売買も含む）の解消に関する裁判例を概観する。検討の対象とした裁判例は、論文の末に添付した「裁判例一覧表」に掲げる。以下では、「裁判例一覧表」の判例番号を示すことによってこれらを引用する。

### 第一節 概観

本節では、契約解消に関する裁判例の一般的傾向を概観する。裁判例は、継続的売買契約に取引期間の定めのないものとあるものとに分ける。判決文中から期間の定めについて不明なものは期間の定めのないものに含める。

#### (1) 期間の定めのない場合

この場合の古い裁判例には、解消を原則自由とするもの〔2〕や、解消は原則自由であるが信頼利益の賠償責任を負うとするもの〔9〕がある。しかし、他の多くの裁判例は、予告期間を設ける

必要があるとし〔4,13,20,25,46,49,52,70,72〕、あるいは、被供給者の債務不履行、信用不安、信頼関係破壊行為等があることを要件として解消を認め〔12,15,16,23,26,34,45,48,49,50,53,54,58,60,64〕、あるいは、取引の継続を期待しがたい「やむを得ない事由」等を要するとする〔11,22,28,29,38,39,41,57,63,68〕。最近10年間に「やむを得ない事由」等が必要だとしたのは〔63,68〕であり、予告期間が必要だとしたのは〔70,72〕である。

#### (2) 期間の定めのある場合

この場合の裁判例の事案には、(A)契約を期間中に解消するもの、(B)予め契約に定められている一定の予告期間を遵守して解約権を行使するもの、(C)契約期間満了時の更新を拒絶するもの、がある。

(A) 契約を期間中に解消する場合には、「やむを得ない事由」等を要するとするもの〔27,43,47,51,62,69,71〕が多くみられる。

(B) 予め契約に定められている一定の予告期間を遵守して解約権を行使する場合には、「やむを得ない事由」等を要するとするもの〔65,67,74〕と解約権は有効であるものの一般条項の規定による制約を受けるとするもの〔66,75〕とがある。

(C) 契約期間満了時の更新を拒絶する場合には、更新拒絶を認めるもの〔55,61〕と更新拒絶を制限するもの〔56,73〕とがある。更新拒絶を制限するもののうち、〔56〕は、契約に定められた自動更新条項を「契約を終了させてもやむを得ないという事情がある場合には契約を告知し得る旨を定めたもの」と解するのに対して、〔73〕は、「信頼関係の破壊等のやむを得ない事由がない限り、これを解約したり更新を拒絶したりすることはできない」と判示する。ここには、契約更新を拒絶する場合の一般法理として「やむを得ない事由」を要求する裁判例が現れている。

このように、供給者が継続的売買契約を解消する場合には、その契約期間の定めの有無にかかわらず「やむを得ない事由」等を要求する裁判例が多くみられる。また、昭和60年代以降の裁判例に

は、契約期間満了による更新拒絶や契約上定められた予告期間を遵守した解約権の行使についてまで「やむを得ない事由」等を要求するものが現われている。裁判例は、伝統的な契約観からすると、契約の解消を相当に制限しているといわなければならない。

## 第二節 解消理由による裁判例の類型化

裁判例において供給者が挙げる解消理由は多岐にわたるが、大まかに分類すると、(1)契約の本質的な部分である売買代金の履行状況、(2)被供給者による契約上の義務違反や信頼関係破壊行為等、(3)供給者の経営上の事情を理由とする取引先選択の変更、の三つにまとめることができる。(1)には、被供給者による代金債務不履行を理由とするものと不履行の不安を理由とするものがあり、以下「代金不払・信用不安型」という。本来、代金不払と信用不安とは異なる性質のものである。しかし、供給者が、代金不払または信用不安を理由として基本契約である継続的売買契約を解消するのは、取引関係を継続して新たに個別契約を締結しても売買代金の支払を期待できないからだと考えられる。そうすると、何れの理由による解消であっても、供給者の目的は一致している。また、裁判例では同一の事案において代金不払と信用不安とが重なり合う場合がある。例えば、信用不安を理由として出荷停止がなされ、その後、代金不払を理由として契約が解除されたもの、代金不払が信用不安を推認させると判示するもの、被供給者による代金支払の遅延が代金不払と信用不安の何れと評価されたか明らかでないもの等がある。このように紛争事案に即してみると、代金不払と信用不安とは密接な関係にあることから、ここでは同一類型として取扱うこととする。(2)は、供給者が販売方法等に関する約定に反すること、あるいは供給者にとっての不利益となる行為をしたことを理由とするものである。以下「義務違反・信頼関係破壊型」という。(3)は、中間流通業者との取引を終了して供給者が自ら販売しようとするもの、供給者にとって相手方との取引数量が少ないことあ

るいはそれによって採算上問題であることを理由とするものであり、以下「取引先選択型」という<sup>(9)</sup>。(1)と(2)は、被供給者の行為等が解消理由とされるのに対して、(3)は、供給者側の事情が理由とされる点で大きな違いがある。以下においては、これら(1)、(2)、(3)の各類型ごとに解決の特徴を概観する。なお、供給者が複数の解消理由を挙げたために、これらの類型の二つ以上に該当するものもある。

また、被供給者が契約解消を争う場合にも争い方には二つある。一つは、解消自体は前提として、それに起因する損害の賠償を請求するものであり、他の一つは、解消自体の効力を争って契約関係の継続を主張するものである<sup>(10)</sup>。

### 第一款 代金不払・信用不安型

この類型に属する裁判例は、戦前から昭和50年代にかけて多数存在する。しかし、昭和60年代以降に現れたのは、[54,58]の2件だけである。殆ど全ての裁判例において、被供給者は損害賠償を請求している。

被供給者による損害賠償請求を認めた事例は、[23,29,39,40]である。例えば[39]は、次のような事案であった。

[39] 時計等の卸販売業者と小売業者との取引。取引期間3ヶ月。

供給者と被供給者との間の信用販売を条件とする時計の取引開始から3ヶ月後に、供給者が、債権確保の点で不安があることを理由に現金決済または担保の提供を求め、取引を停止した。裁判所は、被供給者に資力不足等の信用不安が発生する等の事由を認める証拠はないとして、供給者の債務不履行に基づく損害賠償請求（被供給者が供給者に知らせていた買付予定数のうち3割についての純利益）を認容した。

他方、損害賠償請求を認めなかった事例として[5,6,12,19,21,25,26,28,(34),43,44,45,48,50,54,58]がある。

これに対して、被供給者が契約の継続を請求したのは、[24]の1件だけである。これは、建物賃貸借契約に附随する賃貸人と賃借人との間の電力

供給契約に基づく送電を請求したもので、工場の操業のために電力の供給を受ける必要性が高い事案であった。

## 第二款 義務違反・信頼関係破壊型

最近 10 年間に現われた裁判例 18 件のうち、14 件がこの類型に属する。特に最近は、被供給者の販売方法を定める条項が合理的であるか否か、あるいは、その条項または解消目的が独占禁止法の規定に反するものであるか否かが問題とされる事例が多い。被供給者からの損害賠償請求を認めた事例として[11,20,61,62,71,74]がある。例えば、[20]は、次のような事案であった。

[20] 海苔・茶類の製造・販売業者と販売業者との取引。取引期間 3 年 9 ヶ月。

供給者は、被供給者を名古屋地区における指定販売店として供給者製品の一手販売をさせていたところ、被供給者に対するマージン率引下げの要求が拒絶されたことを契機に、被供給者との取引高の凍結を図り、一手販売権を奪うような措置をとった。その後、供給者は、被供給者の商品管理上のミスを経由して取引を停止した。裁判所は、商品管理上のミスは被供給者の責任でないこと、供給者の顧客に対する信用を毀損する虞を生じていないこと、他店と比べて被供給者のマージン率が高いとは認められず、その引下げに合理的理由が乏しいこと等から、供給者の解約申入れは不当解除であるとして、供給者の損害賠償責任（1 年間の得べかりし利益、商品切替のために要した店舗改装、模様替え等の費用）を認めた。

他の具体的解消理由がみられる事案として、例えば、以下のものがある。

[11] 供給者（ゴルフ靴の製造業者）の総発売元である被供給者が、自己製造のゴルフ靴の小売価格を本件商品と同価格に値下げした為、供給者も値下げをせざるを得なくなり、被供給者の値下げ行為を不信行為として取引を停止した。

[61] 被供給者が自ら健康食品、化粧品を販売する会社を設立して供給者の販売網を利用して販売を働きかけたうえ、供給者の化粧品を中傷し、販売意欲を失わせるような宣伝活動をして損害を与

えたとして、契約を解除した。

[71] ([74] の原審), [74] 化粧品の製造販売業者の販売代理店である被供給者が、被供給者による商品の卸売価格引き下げによって生じた供給者の販売系列内での補償請求の調整に応じないため、供給者が、契約を解除、取引を停止した。

これらの事例は、何れも解消の効力を否定し、一定期間の得べかりし利益の賠償を認めた。

他方、解消の効力を認めて損害賠償請求を否定した事例として [16,27,(32),34,(36),38,47,49,60,64,73] がある。例えば、以下のような事案がある。

[38] 食品関係香料の製造業者と販売業者との取引において、被供給者が供給者のラベルを他社製品に貼付し、これを得意先に転売したことは、重大な背信行為であるとして取引関係の解消を認めた。

[60] ([64] の原審), [64] 被供給者が、消費者に対して直接訪問販売を行うことを定めた契約条項に違反し、ディスカウントショップに卸販売を行ったことを理由とする供給者の出荷停止を認めた。

[73] 化学薬品等の製造販売業者と販売業者とのシリカゲル等の取引において、同種製品の品質・販売上の動向について契約上の報告義務を負っていた被供給者が、同種製品を他から購入、販売していた事実を秘匿し、供給者に対して釈明しようとせず、なおこれを継続するような意向さえ示したことが信頼関係を著しく損なうとして、契約更新の拒絶を認めた。

次に、被供給者による契約継続の請求を認めた事例として [57,63,65,66,68] がある。このうち、[65] は次のような事案であった。

[65] 資生堂化粧品を取扱う販売会社と小売業者との間の特約店契約。取引期間 28 年。

供給者は、契約に基づく 30 日間の予告期間のある解約権を行使して出荷を停止した。被供給者は、注文した商品の引渡しと商品の注文後 2 日以内に引渡しを受けるべき契約上の地位の確認を請求したところ、供給者は、被供給者が販売方法（対面

販売)についての約定に反し、職域販売を行ったと主張した。裁判所は、予告期間を遵守した解約権の行使について、やむを得ない事由がない限り、一方的解消は許されないとした上で、合理的な理由なしに被供給者の販売方法を制限し、価格維持を図るものとして、独占禁止法の法意にもとる可能性も大いに存すると判示して、供給者の解除の意思表示の効力を否定した。

他の事案として、以下のものがある。

[57]新聞社と新聞販売店との新聞販売取引契約において、被供給者の業務継承に供給者の承認を要するとの契約条項が定められていた。供給者は、この条項に基づいて、被供給者の妻と長男による業務継承を承認せず、さらに、被供給者が購読者名簿、配達順路帳等、業務に必要な書類を作成、常備し、供給者の求めに応じて提示すべき義務に違反したことを理由として契約を解消した。裁判所は、解消を認めず、被供給者による契約上の地位を仮に定め、各発行毎に新聞を供給し、集金を妨害してはならないとの仮処分を認めた。

[63]ジーンズ製品の製造販売業者と小売兼卸売業者との取引において、供給者の出荷停止は再販売価格を維持するための措置であり、やむを得ないものとして是認される場合に該当せず許されないとして、被供給者の注文にかかる商品引渡しの仮処分を認めた。

[66]花王化粧品の卸売販売業者と小売業者との間の特約店契約において、本件解約の目的が花王化粧品の再販売価格の維持にあったこと、被供給者に信頼関係を破壊するような行為はなかったこと、解約が被供給者に及ぼす影響が大きいこと等を考慮すると、本件解約が権利の濫用にあたり無効であるとして、商品の引渡請求を認めた。

[68]化粧品の製造販売業者と販売業者との販売指定店契約において、被供給者による供給者以外の製品の販売、商品横流し、従業員に対する割引、兼業、抱き合わせ、混合使用等について、違反の程度は軽微であり、本件解約は無効であるとして、継続的に商品の引渡しを受ける契約上の地位と被供給者の注文にかかる商品の引渡しを求める仮処

分の申立てを認めた。

他方、被供給者の契約継続の請求を認めなかった事例として[30, (32), 51, 67, 69, 75]がある。これらの事例での解消理由は、以下の通りである。

[30]新聞販売店主が賭博開張図利罪により執行猶予付懲役刑の宣告を受けたことが、新聞社との信頼関係を破壊したとして、新聞販売店契約の解除を認めた。

[51]レコード小売業者による貸レコード業者への商品供給がレコード製造業者および卸売業者との信頼関係を破壊し、特約店契約の継続を期待できなくなるような債務不履行として解除原因になり得るとされた。

[67] ([65]の控訴審) 対面販売が非合理的とはいえ対面販売等の販売方法の不履行が特約店契約上の債務不履行になること、供給者の行った職域販売が本件特約店契約の予定している販売方法とは本質的な違いがあること、一旦は被供給者が特約店契約に沿うことを約束しながら、これを守らなかったことから、被供給者の販売方法の不履行が軽微なものとはいえず、信頼関係を破壊するとして、契約を解除するにつきやむを得ない事由があるとされた。

[69]資生堂化粧品の販売会社と小売業者との取引において、被供給者が、資生堂の化粧品等について対面販売を行わずに段ボール箱やビニール袋に入ったまま多数の化粧品をまとめ買いする客にも販売し、卸売行為を反復、継続して行い、さらに、このような販売実態を供給者に知られることを避けるため帳簿類を改ざんするなどしていることが、基本契約に基づく販売形態と余りにかけ離れており、その違反の態様が意図的かつ組織的で信頼関係は完全に破壊されているとして、契約の解除を有効と認めた。

[75] ([66]の控訴審) 本件解約の意図ないし動機は、被供給者が卸売販売の疑いを解消しないどころか増幅したことにあって、値引販売を阻止するためのものとは認められないこと、本件特約店契約が花王化粧品の再販売価格を維持するためのものとは認められないこと、被供給者が、本件特

約店契約に違反して卸売販売を行っており、その違反事実の継続性、大量性に加え、供給者からの度かさなる質問に対しても具体的販売方法を明らかにせず、供給者との信頼関係は破壊されていることから、本件解約が信義則に反し、または、権利の濫用に当たるといふことはできないとして、供給者による解約を有効と認めた。

最近の裁判例においては、被供給者が解消自体の効力を争って契約関係の継続を主張する事例が多い。また、予告期間を遵守した解約権の行使を制限する裁判例は、全てこの類型に属する。

### 第三款 取引先選択型

供給者は、自己の経営上の事情から被供給者との取引を解消することがある。その事情とは、被供給者を介さずに供給者自ら販売を行おうとしていること、売上不振な取引先を他に変更しようとしていること、供給者の採算上の問題が生じていること等である。特に、供給者が中間流通業者である被供給者を排除して直接取引を行う場合には、被供給者の顧客を奪う結果となるので、問題を生じることになる。

被供給者による損害賠償の請求を認めた事例として [9, 13, (16), 18, 41, 52, 59] がある。例えば、[9] は次のような事案であった。

[9] 肥料の販売業者と販売業者との一手販売権つき特約店契約。取引期間 5 年 5 ヶ月

製造業者の副産物製品であるエスサン肥料の総代理店である供給者は、被供給者を大阪府一円を販売地域とする一手販売権つき特約契約を締結したところ、被供給者との取引量に満足せず、売捌量の増加を要請したが、被供給者は 7 ヶ月余にわたり一袋の注文もせず、供給者からの取引見込数量の照会にも明確な回答を与えず、販売努力を要請されても、努力しているがなかなか売れない、と言うのみであった。供給者は、被供給者以外の事業者との取引を開始する旨を被供給者に通告し、一手販売権許与の特約店契約を解消した。裁判所は、期間の定めのない一手販売権つき特約店契約が「自己に対する経済活動の自由に対する拘束であると感じるに至った一方の当事者は、……

いつでも、本件のごとき期間の定めのない一手販売権つき特約店契約を解約する権利を有する」が、告知権の行使にあたっては、信義則上要求される範囲において円満解決に努め、相手方に生じる損害を最小限度に食い止めるよう努力する義務があり、信頼利益を賠償する義務を負うとした。この事例は、一般論として、供給者の損害賠償の義務を認めたのであるが、本件においては、被供給者に信頼利益の損害が生じたことの証明がないとした。なお、[13] も損害額の算定が不能であったが、関係者に対する陳謝文の送付は認めた。

その他の事例として、供給者が中間流通業者を排除して直接取引を行おうとするもの [13, 41, 52]、供給者の従業員が被供給者の雇人に対して独立して牛乳販売店を営むことを勧誘した上で、被供給者との契約を突然解除し、被供給者の雇人と取引を行うもの [18]、被供給者の購入する本件商品（ドリンク剤）の取引量が少ないので契約の解約を申入れたもの（裁判所は解約申入れの事実が認められず、契約が自動更新されたと認定した） [59] がある。

これに対して、被供給者の損害賠償請求を認めなかった事例として、他社と独占かつ排他的な契約を締結した供給者について、本件の取引契約に基づいて、供給者に被供給者の注文に応じなければならない義務はないとするもの [37] がある。

次に、被供給者による契約継続の請求を認めた事例として [56, 70, 72] がある。

[56] 田植機製造業者と販売業者の取引。取引期間 15 年 10 ヶ月

供給者は、被供給者に対して北海道地区における専売権を与える独占的販売総代理店契約を締結し、その製造にかかる田植機を供給してきたところ、北海道地区において被供給者以外の者に直接販売する目的で契約期間満了の 3 ヶ月前に当事者の申し出のない限り契約が更新されるとの契約条項に基づき本件契約を終了させる旨の通知を行った。

裁判所は、契約締結時の事情および改訂の経緯（契約廃止に重点はなく、自動延長に主眼がおかれ

ている), 契約の特質, 実態(単年度の営業を前提として事業をすることは不可能), 当事者の利害得失等(被供給者によるソフト面における研究開発等およびその普及のために多大な資本と労力を投入していること, 販売網が系列化され新規に田植機販売代理店契約を結ぶことは不可能であること, 被供給者が販売権益の全てを失うばかりか被供給者が莫大な損害を被るのに対して, 供給者は被供給者が開拓した販売権益をその手中に納めることができ不合理であること)に照らせば, 契約期間満了3ヶ月前に当事者の申し出のない限り更に1ヶ年延長するとの定めが, 「契約を終了させてもやむを得ないという事情がある場合には契約を告知しうる旨を定めたものと解するのが相当」として, 被供給者の在庫処分に必要な1年間に限って本件商品を北海道地区において被供給者以外の者に販売してはならない旨の仮処分を決定した。

その他の事例として, 同族の関連会社であるホース等のプラスチック製部品等の製造販売業者間の取引において, 供給者が被供給者からの自立を宣言し, 被供給者に対する供給を停止する意向を示したところ, 被供給者による継続的に製品の供給を受ける契約上の地位を定め, 1年間, 具体的注文があった場合の供給を命じる仮処分が認められたもの[70,72]がある<sup>(11)</sup>。

これに対し, 被供給者の継続請求を認めなかった事例として, [55] ([56]の原審)がある。「取引先選択型」の裁判例における供給者の解消理由には, 被供給者を介さずに直接販売を行おうとするもの[13,41,52,55,56,70,72], 被供給者の販売成績を理由に取引先を他に変更するもの[9], 相手方の購入数量が少ないことによる供給者側の不採算を理由とするもの[59], 他社と排他的取引を行なうもの[37], 理由が不明なもの[18]がある。また, 供給者の解消方法には, その手続面での不備を指摘されるものが多くみられる。解除手続がとられていないとするもの[13], 解約申入れの事実が認められず, 契約が自動更新されたとするもの[59], 予告期間が短いとされたもの[70,72], 予告期間も設けず突然解消するもの[18,41,52]

等がある。

#### 第四款 小括

本節では, 裁判例を解消理由によって類型化し, 各類型ごとに解決の特徴をみてきた。各類型ごとの特徴は, 以下の通りである。ここでは, 第一節で概観した解消制限の法理の適用状況も各類型ごとに示しておく。

##### (1) 代金不払・信用不安型

解消を認めた事例は, [5,6,12,19,21,25,26,28, (34),43,44,45,48,50,54,58]であり, 解消を認めなかった事例は, [23,24,29,39,40]である。このうち, 解消に「やむを得ない事由」等を要求する事例は, [28,29,39,43]である。

殆ど全ての裁判例において, 被供給者は損害賠償を請求している。唯一, 被供給者が契約関係の継続を請求した事例[24]は, 供給者による解消の効力を否定し, 契約関係の継続を認めた。

##### (2) 義務違反・信頼関係破壊型

解消を認めた事例は, [16,27,30, (32),34, (36),38,47,49,51,60,64,67,69,73,75]であり, 解消を認めなかった事例は, [11,20,57,61,62,63, 65,66,68,71,74]である。このうち, 解消に「やむを得ない事由」等を要求する事例は, [11,22,27, 38,47,51,57,62,63,65,67,68,69,71,73,74]である。

被供給者が損害賠償を請求する事例と契約関係の継続を請求する事例とがみられる。契約関係の継続を認めた事例[57,63,65,66,68]では, 供給者による解消の効力を否定し, 契約関係の継続を認めている。

##### (3) 取引先選択型

解消を認めた事例は, [37,55]であり, 解消を認めなかった事例は, [9,13, (16),18,41,52,56, 59,70,72]である。このうち, 解消に「やむを得ない事由」等を要求する事例は, [41]だけである。[56]は, 更新拒絶に関する契約条項を「契約を終了させてもやむを得ないという事情がある場合に契約を告知しうる旨を定めたもの」と解釈した。これ以外の「取引先選択型」の事例では, 解消を自由とするが信頼利益の賠償を要求するもの

[9], 相当な予告期間が必要だとするもの [52,70,72], 契約更新拒絶を認めるもの [55] 等がみられる。

被供給者が損害賠償を請求する事例と契約関係の継続を請求する事例とがみられる。契約関係の継続を認めた事例 [56,70,72] では、一定期間の契約関係の継続を認めている。

以上のような各類型ごとの特徴から、次に挙げる傾向をみいだすことができる。

第一に、解消に「やむを得ない事由」等を要求する解消制限の法理は、解消理由によってその適用状況が異なる。すなわち、解消に「やむを得ない事由」等を要求するものは、専ら「代金不払・信用不安型」および「義務違反・信頼関係破壊型」の事例である。これに対し、「取引先選択型」の事例でこれが適用されたものは、[41] だけである。[41]は、供給者が、被供給者が受注しようとしていた工事を横取りする目的で、予告期間を設けることもなく突然商品の供給を停止した事例であり、事実関係をみると解消目的と方法とが相当に悪質なものであった。したがって、解消に「やむを得ない事由」等を要求したことが、供給者による解消を否定した真の理由であったかは疑わしい。また、[56] は、「やむを得ない事由」等を要求する判例法理を正面から適用したものではない。ある学説は、[56]を期間の定めのない契約として捉え<sup>(12)</sup>、本件仮処分による販売禁止期間が1年間であることから、妥当な告知期間として1年間を考えていると指摘する<sup>(13)</sup>。

このように、契約の解消に「やむを得ない事由」等を要求する判例法理が適用されるのは、被供給者の債務不履行や契約の継続を期待し難いような行為をしたことを理由とする解消の場合が多いといえることができる。

第二に、被供給者による契約関係の継続の請求を認めた事例には、解消の効力を否定して契約関係の継続を認めるものと一定期間の継続を認めるものがある。注目されるのは、解消の効力を否定して、契約を継続させたのは、何れも「代金不

払・信用不安型」または「義務違反・信頼関係破壊型」の事例であり、一定期間の継続を認めたものは、何れも「取引先選択型」の事例であることである。このように裁判例は、供給者の解消理由によって異なる保護を被供給者に与えている。

これに対し、被供給者による損害賠償の請求を認めた事例では、履行利益、信頼利益、解消によって生じた費用、営業権、信用等に対する賠償を認めているが、解消理由の類型による明確な違いはみられない。ただし、「取引先選択型」の裁判例における得べかりし利益の算定に際して供給者の採算上の問題を考慮したのがみられる[59]。全体の傾向として、最近10年間の裁判例 [59,61,62,71,74] は、何れも将来の得べかりし利益の損害賠償を認めており、経済的には取引関係継続の強制と同様の結果を認めている<sup>(14)</sup>。

## 第二章 解消の制限によって保護すべき利益の検討

前章でみたように、多くの裁判例は、継続的売買契約の解消を制限する。このように解消が制限されるのは、裁判例が解消を制限してまで保護すべき利益を認めているからだと考えられる。本章では、継続的売買契約の解消の制限によって保護すべき利益を探り、他の継続性を要請される契約との比較検討を行う。それによって、被供給者に対する保護のあり方を明らかにする。その上で、被供給者の保護のあり方に関する現在の学説の批判的検討を行う。

### 第一節 裁判例が解消を制限する理由

裁判例は、継続的売買契約の解消を制限する際に多様な理由を挙げている。一つの裁判例が複数の理由を挙げる場合も多い。その内容は、次の通りである。

- (1) 被供給者が人的物的資本を投下していること [11,20,29,41,49,56,66,67]。投下された資本の内容は、広告宣伝費 [11,20,41], 営業活動, 販路の維持・拡大 [20,29,41], ソフト面における研究開発およびその普及 [56], 店舗拡張 [66],

販売設備 [20,67] 等である。

- (2) 被供給者の経営に対する打撃 [22,50,51,56,65,66,67]。経営に対する打撃の具体的内容は、
  - a) 当該商品が被供給者の事業活動において占める割合が高いこと [65,66]、
  - b) 他から仕入が困難であること [51,65,66]、
  - c) 商品の非代替性 [51]、
  - d) 顧客の喪失 [22,51]、
  - e) 信用の毀損 [51]、
  - f) 流通系列化による新規契約締結の困難 [56]、
  - g) 長期間の継続的取引を前提として事業計画を立てていること [67] である。
- (3) 通常、取引が長期にわたること [20,29,40,57,67,69,74]。
- (4) 供給者による解消の不当な目的 [62,65,66,71]。これには、解消の目的が再販売価格維持であるとしたもの [62,66,71]、「対面販売および顧客台帳作成に関する約定は、……独占禁止法の法意にもとる可能性も大いに存する」と判示したもの [65] がある。
- (5) 被供給者が供給者に貢献していること [11,28,41]。[28] は、「代理店が、その商品の販路を拡大して卸売業者のためにも相当の貢献をなし、卸売業者は、いわば代理店の経済活動によって利益を取得してきたものと言うべきであるから、公平の原則上、契約の存続を著しく困難ならしめる特段の事情のない限り、一方的に解約申入れをなして契約の拘束を免れることはできない」と判示した。
- (6) 被供給者が取引継続を期待していること [65]。これは、「本件特約店契約の有効期限がその規定上は一年ではあるものの、自動更新条項に従って二八年間という長期にわたって原・被告間の取引が継続されてきたのであるから、原告（被供給者）において被告（供給者）との取引が今後も継続されるものと期待することには合理性があり、その合理的期待は保護に値する」と判示した。
- (7) 被供給者の保護 [57]。これは、「本件契約のような新聞販売店契約は、……殊に販売店の立場を保護すべき必要上、……背信的行為と認めるに足りない特段の事情がある場合においては

解除権は発生しない」と判示した。

- (8) 販売権益の移転[56]。これは、被供給者が10数年に亘って形成した販売権益を供給者が手中に納めることができることを挙げた。
- (9) 継続的契約関係の性質 [73]。これは、「継続的契約関係にあつては、継続的契約関係に関する民法628条、663条、678条2項等の趣旨に照らしても、信頼関係の破壊等のやむを得ない事由がない限り、これを解約したり更新を拒絶することはできないものと解するのが相当である」と判示した。
- (10) 契約の解除が例外であること [67]。これは、30日前の予告をもって中途解約できる旨の「契約条項に基づく解除が行なわれるのは極めて例外的な事態であることからすれば……約定解除権の行使が全く自由であるとは解し難く」と判示した。
- (11) 単年度の営業を前提として事業を行なうことが不可能[56]。これは、田植機販売事業について長期間の営業活動が必要であることを認めた。
- (12) 第三者との関係 [49]。これは、「契約の継続を前提として第三者との間に商品の仕入あるいは販売のための契約をなしていることが予想されるから、……一方的に解除し得ない」と判示した。

また、契約の継続を認める裁判例のうち、仮処分申立て事件においては、仮処分の必要性の有無が問題となる。仮処分の必要性は、債権者が仮処分命令を必要とする内容、程度と、債務者が仮処分命令によって受ける打撃、損害の内容、程度の比較考量によって判断される<sup>(15)</sup>。契約の解消を制限する理由について参考になるので、保全の必要性に関する裁判例を挙げておく。

被供給者が仮処分を申立てた事件で、保全の必要性を認めたものは、[24,56,57,63,68,70,72]である。そこでの保全の必要性の内容は、顧客・販売権益の喪失 [56,70,72]、売上、利益等の喪失 [56,70,72]、信用の喪失 [57,63,70,72]、工場の操業不能 [24]、生活維持への支障 [57]、仕入割

合の高さ[63], 目的物が人気商品であること[63], 他から商品の供給を受けられないこと[63], 宣伝費, 労力の投下 [68] などである。この中には, 継続的売買契約の解消を制限する理由, 特に「経営への打撃」及び「投下資本の回収」と共通するものが多くみられる。

以上, 裁判例において契約の解消を制限する理由を概観してきた。主な理由としては(A)人的物的投下資本の回収の保護, (B)被供給者の経営に対する打撃が挙げられ, 付随的に(C)顧客移転の保護, (D)期待の保護, (E)弱者保護, (F)供給者の不当な意図が問題となる。また, (3)「通常, 取引が長期にわたること」, (5)「被供給者による供給者への貢献」等の理由は, 上記(A)~(F)に包摂されるものと考えられる。最近の学説においても, 「継続的売買契約の解消に『やむを得ない事由』を要求する考え方の根拠として, 取引特殊な投資その他による取引必要性の存在」<sup>(16)</sup>が挙げられている。これは, これまでの検討と整合すると考えられる。

これらのうち, (A), (B), (C)は, 契約の解消によって被供給者が被る実質的な不利益である。これに対して, (D), (E), (F)は, 被供給者を保護する際の根拠付けであると考えられる。このように裁判例が契約の解消を制限する実質的な理由は, 被供給者の投下資本の回収や被供給者の経営に対する保護に求められる。言い換えれば, 解消の制限によって保護されるのは, 被供給者の経済上のあるいは営業上の利益である。このような被供給者の利益を保護するには, 如何なる方法が妥当であろうか。次節では, 他の契約における継続性の保護との比較を行う。

## 第二節 他の契約における継続性保護との比較

継続的売買契約の他に継続性が要請される契約には, 不動産賃貸借契約や雇用契約がある。ここでは, これらの契約の継続性が要請される理由を検討し, 継続的売買契約と比較することとする。

### 第一款 不動産賃貸借契約

民法の規定によると, 賃貸借契約に期間の定めのない場合には, 民法 617 条が適用され, 「各当事

者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得」る。賃貸借は, 解約申入れの後, 「土地ニ付テハ一年」, 「建物ニ付テハ三个月」の期間経過により終了する。これは, 民法 619 条による黙示の更新がなされた場合にも適用される。

これに対し, 期間の定めがある場合には, 期間の満了によって終了する。また, 民法 618 条は, 期間の定めのある賃貸借であっても, 各当事者は合意により解約権を留保することができることを規定している。ところが, 不動産賃貸借については, これらの規定の適用が特別法によって修正されている。以下, 借地と借家とに区別して論じることとする。

### (1) 借地契約

大正 10 年に制定された借地法は, 2 条において, 期間を定めない借地権について長期の存続期間を定めるとともに, 4 条において「借地権消滅ノ場合ニ於テ建物アルトキハ借地権者ハ契約ノ更新ヲ請求スルコトヲ得」(1 項)とし, 「土地所有者カ契約ノ更新ヲ欲セサルトキハ時価ヲ以テ建物其ノ他借地権者カ権原ニ因リテ土地ニ附属セシメタル物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得」(2 項)と定めていた。これらの条文の趣旨は, 土地購入のために資金を寝かすより継続的に地代を支払うことを有利として借地をする資本家的借地人の資本の維持・回転を保障するためには, 相当の長さの借地期間が保障され, その間に投下資本の体现である地上建物等が十分に使用収益されて減価償却され得ることが, また, 借地期間満了にあたって地上建物等に残存価値があれば, それが回収され得ることが必要であることから, これらの要請にこたえるものであったとされている<sup>(17)</sup>。当初の借地法において, 貸地人は, 借地人の更新請求を拒否することができた。昭和 16 年に借地法 4 条が改正され, 借地上に建物のあるかぎり, 借地人の更新請求を拒否するためには, 自ら土地を使用することを必要とする場合その他の正当事由が必要とされることとなった。その理由は, 当時の戦時住宅難を背景として借地上の建物に居住し, またはそこで営業している借地人が借地の明渡に

よりその生活の基盤を失うことを防止する目的に出たものであったとされている（鈴木＝生熊 385頁）。この正当事由の内容は、「土地所有者が自ら使用することを必要とする場合においても、借地権者側の必要性をも比較考量の上」判断するのが裁判例の立場であり<sup>(18)</sup>、貸地人と借地人双方にとって目的土地が居住、営業あるいは生計維持に不可欠であるか否か等の要素が、正当事由の有無の判断に際して考慮されている（鈴木＝生熊 408～414頁）。ところが、このような借地法による借地契約に対する強力な存続保護に対しては、一旦設定された借地権を消滅させることが極めて困難であることから、土地所有者が自己の所有地を借地として供給することを躊躇したり、高い権利金の支払いを要求することになり、新たな借地の供給が阻害されているとの批判がなされるようになった。そこで、平成元年に公表された「借地法・借家法改正要綱試案」においては、借地関係の更新に対する一定の例外を設け、更新のない定期借地権制度の導入が提示された<sup>(19)</sup>。この定期借地権制度の創設をめぐることは、学説上も意見の対立があり、制度創設に慎重な立場の見解は、適用範囲について限定を設けずに居住利益保護の緩和を行なうことを問題として指摘していた<sup>(20)</sup>。結局、平成3年に制定、公布された借地借家法においては、契約の更新が保障されず、存続期間の満了等によって確定的に借地関係が消滅する三種の借地権制度が創設されるに至っている。

借地契約の更新に正当事由が要求されるに至った経緯及び現行借地借家法立法過程での検討から分かるように、借地人の類型には、(1)「借地上に投下された資本の運転・回収に必要な合理的な期間の借地権の存続と存続期間満了時の地上物件の残存価値の回収とが可能であることが必要であって、正当事由による借地権更新の強制は本来必要でないもの」と(2)「借地上建物に生活の本拠をもっていることから、その地位が社会法的見地から保護される必要のあるもの」とが考えられる（鈴木＝生熊 407頁）。言い換えれば、「償却の論理」を貫徹させてよい借地関係すなわち業務用借地と、「償

却の論理」になじまない居住用借地とに分けられることになる<sup>(21)</sup>。このように借地契約の継続性は、「居住の利益」の保護によって要請されると考えられる。

## (2) 建物賃貸借契約

大正10年に制定された借家法は、期間の定めのある賃貸借における更新拒絶、期間の定めのない賃貸借における解約申入れについて、民法の規定に従い、両当事者の自由を認めていた。ところが、日中戦争以後の住宅不足と家賃の高騰に加えて、戦時経済統制の一環である地代家賃統制を背景として、賃貸人が不法な家賃の値上げを要求し、その拒否に対して賃貸借の更新を拒絶し、あるいは解約を申入れる事例が増加するようになった。そこで、昭和16年の借家法改正においては、更新拒絶や解約申入れを認めるためには、賃貸人が「自ら使用スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正当ノ事由アル場合」でなければならないこととされた（借家法1条ノ2）<sup>(22)</sup>。ここでの正当事由の内容についても、借地契約と同様に、賃貸人が自ら使用することの必要性和賃借人側の必要性をも比較考慮して判断するのが裁判例の立場である<sup>(23)</sup>。

その後、平成3年に制定、公布された借地借家法の改正過程においては、借地・借家契約が終了した場合に、特定の場所において借主が長年営業してきたことによって形成されてきた営業権をどのように保護するかという問題が議論された<sup>(24)</sup>。平成元年に公表された「借地法・借家法改正要綱試案」は、非居住用建物の賃貸借について、解約申入れ・更新拒絶に正当事由を要件とせず、賃借人による明渡し補償金請求を認める案を提示し、その補償金の額は、「賃借人が失う事業上の利益」等が考慮して定められるものとされていた<sup>(25)</sup>。この案は、フランス法における商事賃貸借の考え方を意識しており<sup>(26)</sup>、そこでの保護の対象は、顧客を中心とした無体的な要素と設備・商品等の有体的要素である<sup>(27)</sup>。最終的に、この案は、生業用借家が多数存在すること、零細な個人事業者の保護を残すべきとの批判があること、等の問題点を指摘され、借地借家法には盛り込まれな

かったが<sup>(28)</sup>、現在も現行の借家制度に関する論点として挙げられている<sup>(29)</sup>。また、平成3年に制定された借地借家法においては、借地契約および建物賃貸借契約の終了事由としての正当事由を補完する要素として「財産上の給付」を考慮することが明記された(6条, 28条)。「財産上の給付」とは、多くは立退料の提供を意味し、裁判例においては、営業上の損失に対する補償としての立退料が認められている<sup>(30)</sup>。現在、この正当事由の存在が良質な借家の供給を阻害しているとの観点より、正当事由制度による存続保護のない定期借家権の導入が強く主張されており、定期借家権構想をめぐる議論が展開されている<sup>(31)</sup>。定期借家権の導入に慎重な立場の見解は、居住利益の保護をその理由として挙げている<sup>(32)</sup>。このように、建物賃貸借契約においても「居住の利益」の保護が、その継続性の確保を要請しているのである。

## 第二款 雇用契約

民法の規定によると、期間の定めのない雇用契約は、各当事者がいつでも解約申入れでき、「解約申入ノ後二週間」の経過により雇用契約は終了する(627条1項)。期間の定めのある場合には、期間の満了によって終了するが、期間満了の後労働者が引き続きその労務に服する場合において使用者がこれを知って異議を述べないときは前雇用と同一の条件でさらに雇用をしたものと推定し、期間については、期間の定めのないものとなる(629条)。

裁判例においては、労働基準法、労働組合法等による解雇制限がない場合の解雇であっても、裁判例の積み重ねによって権利濫用法理が確立され、最高裁(最判昭和50年4月25日民集29巻4号456頁)が、「使用者の解雇権の行使もそれが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当としては認ることができない場合には、権利の濫用として無効になる」と述べてこの法理の内容を定式化するに至っている<sup>(33)</sup>。

裁判例において、解雇に対する権利濫用法理が形成された経緯は、「戦後しばらくの間は失業者が巷にあふれ、雇用はきわめて貴重であって、雇用

を失うことは労働者にとって死活問題であった」<sup>(34)</sup>のために裁判所が解雇を制限する法理を模索したものと説明される<sup>(35)</sup>。また、裁判例の解雇に対する厳格な態度は、わが国の雇用慣行にみられる終身雇用制・年功制を考慮しての結果と解されており<sup>(36)</sup>、学説においても「終身雇用制を一般とするわが国労働関係のもとでは解雇に伴う労働者の不利益は甚大であるとの認識のもとに、使用者の解雇機能に対して何らかの抑制の必要性を認める点で一致している」とされている<sup>(37)</sup>。このように雇用契約は、解雇が労働者の生存権にも関わる問題であることから<sup>(38)</sup>、社会法的な観点による継続性が確保されていることになる。

このように、借地・借家・雇用等のような生活の基礎を構成する継続的な契約関係の終了は、生活秩序に影響を及ぼすことから、一方当事者の恣意によってこれを終了させることに対しては、「規整を加える必要がある」<sup>(39)</sup>ことになる。

継続的売買契約の場合には、契約解消を制限して保護すべき利益はこれとは異なった。それでは、継続的売買契約においても継続性を要請するという形での保護を被供給者に与えるべきであろうか。以下、この問題について検討する。

## 第三節 被供給者の保護のあり方

継続的売買契約の解消を制限して保護が要請される利益は、専ら人的物的投下資本の回収と被供給者の経営であった。ここでは、この二つの利益及びその他の利益に照らして、被供給者にいかなる保護を与えるべきかを検討する。

第一に、人的物的投下資本の回収については、学説においても、このような投下資本の回収の保護を解消制限の理由とするものが多い<sup>(40)</sup>。最近の学説においては、その取引を継続することによってしか回収できない「取引特殊的投資」の存在を指摘するものがみられる(中田490頁, 白石125~128頁)。その保護のあり方については、(1)委任契約についての民法651条2項の規定を類推適用し、相手方が信用できなくなった場合には何時でも解除できることとしつつ、相手方に損害を与

えないようにするもの<sup>(41)</sup>、(2)解約、更新拒絶などに「やむを得ない事由」を要求するもの(白石125～128頁)<sup>(42)</sup>、(3)多くの人的物的投資をしていれば拘束性が高まり(中田479頁)、具体的な事実関係によって履行の強制あるいは損害賠償が認められるとするもの(中田476～477頁)がある。このような投下資本の回収の保護は、前節において検討した借地法の建物買取請求権にみることができ、そこでは、居住利益の保護の要請がない場合には、金銭的な補償をしている。継続的売買契約の場合にも、契約更新の局面においては、投下資本の未回収部分についての補償を考えるべきであろう。その投下資本が、経済学および最近の学説の指摘する「取引特殊的」な製造・販売設備である場合も、それは経済的なものであるから金銭的な補償で足り、契約の継続までは必要ではないと考える。

第二に、経営に対する打撃とは、被供給者の営業権あるいは信用の喪失の問題であろう。例えば、被供給者が流通業者である場合には、実際の長期にわたる取引の継続によって顧客や販売方法に関するノウハウなどの無形的な財産を形成しており、これは法的には「営業権」として評価すべきものであろう。前節において検討した建物賃貸借契約の終了に伴う営業上の損失に関する議論との類比からも、継続的売買契約の解消に際しても被供給者の営業権は保護されてよい。その保護の方法は、借地・借家関係の考え方との類比では、金銭的な補償であって、必ずしも契約の継続を強制させるほどのものではないと考えられる。

それでは、被供給者の他の利益は、契約の継続性を要請するものであろうか。わが国の事業者間の取引の実態調査によると<sup>(43)</sup>、取引が継続的になる主な理由として、商品の品質がよいこと、価格が安いことのほかに、安定した供給や長年の取引関係に伴う信頼関係が挙げられている。信頼関係の具体的な内容については、供給面で融通がきくことを挙げるものがある。このように商品の供給を安定的に受けられることは、事業者間の取引ではかなり重視されており、卸売業者が製造業者か

らの商品の供給を停止され、それが他から仕入れることのできない商品あるいは代替性のない商品である場合には、その販売先の小売業者に対する信用を失うことになる。このような信用の保護のあり方は、第一には、金銭賠償または信用回復措置によるべきであろう[13,59]。ところが、このような信用の毀損については、その影響が及ぶ範囲が不明確であり、損害額の算定の困難さに加え、信用の回復それ自体が容易でない場合もありうる。一般に零細な流通業者にとり信用の喪失は、その経営に多大な影響を及ぼすから、それを毀損しないために何らかの配慮をすることが望ましいであろう。これには、相当の予告期間をおくことを解消の要件とする方法が考えられる。裁判例にも、「債権者(被供給者)の信用を維持し、営業上の支障を避けるために、必要である」として、一年間の地位保全の仮処分を認めたものがある[72]。但し、この場合にも、一定期間の契約の存続を認めることで足り、契約解消を否定して継続させるほどの保護を与えられるものではないと考える。

この他にも、供給者が中間流通業者である被供給者の顧客と直接取引をする目的で契約を解消する場合には、顧客が被供給者から供給者へと移転することについての保護を与えることが考えられる(中田469頁, 483頁)。実際にこのような中間業者の排除が問題となる事例として、不動産仲介契約における不動産仲介業者を排除しての直接取引に関するものがある。これは、委託者が仲介業者から物件あるいは相手方を紹介された後に、その仲介業者を排除して相手方と直接交渉し、売買や賃貸借を成立させた場合において、仲介業者が委託者に報酬請求できるかという問題である<sup>(44)</sup>。不動産仲介業者が物件を紹介した後に、当事者が仲介報酬を免れるために仲介委託契約を解除して直接取引する場合には、報酬請求権を認めるのが通説とされている<sup>(45)</sup>。このような不動産仲介契約は、スポット取引であり、しかも委任契約であるから、継続的売買契約と同等には論じられない。しかし、仲介業者を排除しての直接取引は、

仲介業者が取引物件の探索に資本を投じていることから、信義則に反することになる<sup>(46)</sup>とされており、継続的売買契約における顧客移転と利益状況はよく似ている。そうすると、継続的売買契約の解消に伴う顧客移転に対して保護を与えることは考えられる。この場合の保護の方法も不動産仲介契約の報酬請求と同様に金銭的なもので足りると考えられる。

このように継続的売買契約の解消を制限して保護すべき利益を検討すると、被供給者の保護のあり方として契約を継続させることが妥当であるかについては疑問が残ることになる。次節では、現在の学説がこの点に対する検討を行っているかとの観点も交えて、学説に対する批判的考察を行なう。

#### 第四節 学説の批判的考察

継続的売買契約の解消について論ずる学説の状況は、概ね次の通りである。

第一に、契約成立時の意思を重視する伝統的な考え方がある。その内容は、(1)期間の定めのない契約は何時でも告知でき、当該契約の種類・性質に応じて相当の予告期間を設けるべきとするもの<sup>(47)</sup>であり、具体的には、予告期間を設けなければ相手方に対して損害賠償をすべきとするもの<sup>(48)</sup>、予告期間を経過しなければ解約の効力を発生しないとするもの<sup>(49)</sup>がある。その理由として、民法の規定(617条1項、627条)の類推適用(高木=柚木 51頁。川越 34頁)、当事者を無限の契約関係の拘束から免れさせる必要性<sup>(50)</sup>、期間の定めの有無に違いがなくなり、期間を定めたことの意味が失われること<sup>(51)</sup>、解約申入れをなした後にその効力を否定しても円滑な契約関係の持続が期待できないこと<sup>(52)</sup>、等が挙げられている。(2)契約期間満了時の更新の拒絶については、期間の定めのある契約は期間満了により終了し、予告期間を保って契約を終了するのに理由は不要であるとするもの<sup>(53)</sup>がある。従来、更新の拒絶によって契約が終了することについては、あまり疑問がもたれなかったようであり<sup>(54)</sup>、更新拒絶を制限した[56]

に対する評釈には、理論構成の問題を指摘するもの<sup>(55)</sup>、本決定を支持しながらも期間途中の解約と期間満了に基づく解約とに差を設けるべきとするもの<sup>(56)</sup>等がみられる。(3)予告期間を遵守した解約権の行使については、これを認めた売買以外の裁判例を引用し、その判旨と同様の趣旨があてはまるとするものがある(川越 40頁)<sup>(57)</sup>。

第二に「関係的契約」理論に基づくアプローチがある。近時、意思を中心とする古典的パラダイムに代えて、内田貴教授によって「関係的契約」という代替モデルが提示され、民法学の領域においてきわめて大きな反響を惹き起こしている<sup>(58)</sup>。「関係的契約」とは、マクニールの提唱にかかる概念である。契約を「未来の交換に向けた企画」として捉えると、その中には約束手的契約とそれ以外の非約束手的契約とがある。後者においては、約束の代わりに当事者の置かれている社会関係が企画において重要な役割を演ずるので、マクニールはこれを「関係的契約」と名付けたと説明される<sup>(59)</sup>。

内田教授は、日本において特に1960年前後以降、「契約責任の拡大」を認める新たな傾向の裁判例が登場したことについて以下のように指摘する。これらの裁判例にみられる判断基準は、要件効果の形でルール化することが困難であり、裁判官は当事者ないし当該取引関係にかかわる人々に共有されている規範を探り、それを反映させた判断をしたとみる方が当たっている。その意味で内在的規範を吸い上げたとみるのが説得的である<sup>(60)</sup>。内田教授は、契約の更新拒絶を制限した[56]について、「もはや伝統的な継続的債権関係論の射程の及ぶ問題ではなく、異質な流れが新たに現われているとみるべきであり」、「一定の契約関係のもとで、強力な『継続性の原理』が認められている」<sup>(61)</sup>と説明する。予告期間を遵守した解約権の行使の制限根拠として「再交渉義務」を挙げる見解<sup>(62)</sup>も「継続性の原理」を肯定する立場にあるといえる。

内田教授は、契約の継続に強い期待のある契約においては「継続性原理」が形成されていると指

摘する（内田平成9年84頁）。しかし、どのような契約あるいは取引にこのような法理が働くかを明らかにすると同時に、この法理を理論的にどのように正当化していくかが、今後の課題であるとしている（内田平成9年84頁）。

第三に、平井教授による『「市場と組織」の法理論』が挙げられる。平井教授は、「他の用途に転用できない特殊な・非代替的な財」すなわち「取引特殊性」のある財（平井707頁）が取引の対象であるときには、合理的取引当事者はその合理的計算の結果として継続的契約を選択し、その基礎をなす社会関係は、市場と組織の中間に位置する「中間組織」であると捉えている（平井708～709頁）。その上で、継続的契約を市場の存在を前提とし、その法的枠組みである契約を用いる「市場型」契約と市場の枠組みそのものを組織に近づける（中間組織とする）「組織型」契約とに分け、さらに後者を「共同事業型」契約と「下請型」契約とに区別する（平井712頁）。ここで類型化された「組織型」契約の解釈にあたっては、一方で常に「組織原理」を念頭におき、それとのいわば類推によって解釈すべきであり（平井717頁）、他方、それは「中間組織」の法的枠組みであるから「市場原理」を無視するわけにはいかない（平井718頁）。そして、組織は長期にわたって存続することを前提とすることから、「組織型」契約は、契約期間中の存続を強く保障されるべきであり、期間が定められていない場合であっても、少なくとも合理的な期間（すなわち契約当事者の一方または双方が契約締結前に行った「取引特殊的投資」を回収するに足りるだけの相当の期間）内は存続するという解釈を基本とする（平井717頁）。また、期間満了の場合には、更新についての定めがなくとも、更新されるのが原則であり、少なくともただちに契約の終了を認めるべきでない（平井717頁）ことが導かれる。

第四に、中田教授による継続的売買の解消の研究が挙げられる。中田教授は、第一次的には契約によって処理し、そこからはみ出る部分について信義則をもって補完するという構成を採る（中田

459頁）。信義則上の責任を認めるべき実質的根拠として、継続的売買という社会的接触関係にある当事者間における相手方の期待の保護、相手方に期待させた者の責任、公平、社会政策的配慮が挙げられる（中田469頁）。第一の相手方の期待の保護は、投下資本の回収という面で現われる（中田469頁）。第二の責任は、禁反原則によって根拠づけられる場合のほか、相手方の資本投下を認容していた場合も含まれる（中田469頁）。第三の公平は、継続的売買の解消により被解消者の顧客が解消者に帰属することになる場合の調整という局面で見られる（中田469頁）。第四の社会政策的配慮は、被用者の立場の当事者や当該取引への依存度の高い中小事業者の保護という形で現われる（中田469頁）。

そして、継続的売買が解消された場合には、(1)現実的履行の強制が可能な継続的売買契約、(2)履行の強制はできないが損害賠償請求が可能な継続的売買契約、(3)契約の存在は認められないが信義則上の責任が認められる継続的売買、(4)解消者に何らの責任も認められない継続的売買、の四段階に分類できる（中田476頁）。しかし、多種多様な社会的事象であり連続的に推移する継続的売買が、解消された時点でこれらの四段階のいずれに属するかを判定するための単一の基準を設けることは無理だとして、そこで考慮すべき要素を挙げている（中田477頁）。

また、期間の定めの有無による解消の可否については、次のようになる。(1)期間の定めのない契約は、個人の自由の保護の要請から、合理的な予告期間を設けての解消が認められる（中田494頁）。予告に加えて、何らかの理由が必要かについては、予告と理由とはある程度相互補完的であり、取引の性質等に応じて両者の総和が小さくてよいものから、大きいことが必要なものまでありうることになる（中田495頁）。また、総和の不足分について金銭で補完するという発想も可能である<sup>(63)</sup>。(2)契約期間満了時の更新拒絶については、契約の合理的解釈、すなわち(A)契約期間の定め自体の解釈、(B)期間満了による終了の要件の解釈(解

消には相当な理由及び予告を必要とするなど)、(C) 反復更新により期間の定めのない契約へと変性したことを認める解釈による解決があり得る<sup>(64)</sup>。(3) 予告期間を遵守した解約権の行使は、「理由を要する任意解除や本来の解約申入れ」<sup>(65)</sup>でさえ制約が課されている以上、制約が課される<sup>(66)</sup>ことになる。また、中田教授は、これらの場合に解消の意図を考慮すべきだとの視点を提示している<sup>(67)</sup>。これによると、更新拒絶については、解消者の正当な意図を評価の対象とする余地を認め<sup>(68)</sup>、予告期間を遵守した解約権の行使については、条項の有効性、解釈、契約の仕組みの吟味等において解消者の明示・黙示の意図を評価にとり入れることになる<sup>(69)</sup>。

第五に、契約自由の原則を重視する立場から、任意解約条項は有効であり、解約権の行使が不当な場合には一般条項の規定により行使を否認すべきとするもの<sup>(70)</sup>、会社企業の経営判断を尊重し、原則的な任意解約を前提として、どのように投資利益を中心とする被解消者の合理的利益を補償すべきかの問題とするもの<sup>(71)</sup>、経済原則に照らし、原則として解消を自由と解し、更新拒絶が問題とされた [56] 事件について、相当な予告を与えるか、商品を買戻し、かつ相当の補償を与えるべきとするもの(岩城 111 頁)がみられる。

最後に、独占禁止法の観点による白石助教授の説を挙げておく。これは、継続的取引の解消が制限されるのは、他の取引に転用できない「取引特殊的投資」その他による取引必要性の存在に求められ、「やむを得ない事由」を要求する契約法の態度は、優越的な地位に立つ者による解消を、「やむを得ない事由」という正当化理由がある場合を除いて、濫用と捉え、これを禁止しているものと位置づける(白石 125~128 頁)。

これらの学説のうち、第一の伝統的な考え方は、契約を解消される被供給者の保護に欠けると考えられる。特に、継続的取引では契約の締結時に予め想定し得る事項を全て記載することは不可能であること、取引特殊的な投資が多くみられることから<sup>(72)</sup>、契約の解消時における当事者の利益状況

に着目して公平な解決を図ることが必要であろう。

内田教授の「関係的契約」理論に対しては、「共同体内在的規範に対する法価値論的評価が必要であり」、「社会=共同体内在的規範の正統性は相対化される必要がある。」との指摘がされている<sup>(73)</sup>。また、最近の日本における継続的取引の実態調査の結果から、「紛争解決において、……理想としては契約書の役割を重視するものがきわめて多く、<sup>(74)</sup>」日本のビジネスマンの規範意識としては、伝統的契約法に対する期待が強いといえそう<sup>(75)</sup>であることを指摘し、伝統的契約法理論をむしろ裏付けるところもあるとの見解もある<sup>(74)</sup>。このように「関係的契約」理論には、未だ解決すべき課題が多く残されているようである。

継続的売買契約の解消の問題に関して、内田教授は、借家契約、代理店契約、フランチャイズ契約、雇用契約等の契約は「一般に、継続性に対する合理的な期待によって支えられており、これを恣意的な裏切りから保護する原則は、十分合理的なルールである」<sup>(75)</sup>としている。しかし、被供給者は、契約継続の期待を抱いた結果、資本を投下あるいは営業権を形成するのであるから、期待の保護の方法として契約を継続させることが妥当であるかとの問題が残る。例えば、期待が保護される例として、いわゆる契約交渉破棄の責任がある。これは、当事者の一方が契約交渉を理由なく打ち切り、それにより相手方の契約成立への期待を裏切り、相手方に無用の出捐をさせた場合に契約締結上の過失として問題とされるものである<sup>(76)</sup>。交渉破棄に対する保護は、殆どの事例において信頼利益の賠償に限られ、しかも過失相殺される場合が多い<sup>(77)</sup>。学説上は、交渉破棄の責任の場合に履行利益の賠償を認めるものがみられるものの<sup>(78)</sup>、結局、損害賠償が認められるに過ぎないのである。

平井教授の「『市場と組織』の法理論」に対しては、「あくまで契約解釈の基準であり」、「契約内容が当事者間の公平や公正な競争確保の観点から否定的に評価されるような場合であっても、当事

者間の意思が明確であるときは、契約解釈によって擬制的な『真正の意思』を優先させることは難しい」との指摘がされている<sup>(79)</sup>。裁判例には契約の解釈によって、契約更新条項に従った更新拒絶を制限したもの [56] がある。これは、更新条項を「契約を終了させてもやむを得ないという事情がある場合には契約を告知し得る旨を定めたもの」と解釈したものである。しかし、供給者は、「可能なかぎり効率的な販売網を組織したい」<sup>(80)</sup>と考えているであろうから、実態としては、継続的売買契約の当事者が「自己の意思のみで契約を終了させることができる余地を残しておいたもの」と考えられる [55] ([56]の原審)。そうすると、継続的売買契約について、一般的に「やむを得ない事由がある場合に契約を解消する」との当事者の意思を「擬制」できるものとは考えられない。例えば、「組織型」契約であっても、それが導入当初のものであったり、組織のリーダーに対する評価が定まらないような場合には<sup>(81)</sup>、被供給者の契約を継続する意思を擬制できるか疑問である。

この他の解消制限の根拠として中田教授は、社会法的観点よりの弱者保護<sup>(82)</sup>や競争政策を挙げている。弱者保護については、これを考慮したと考えられる裁判例 [57] (新聞販売業務による収益が被供給者の唯一の生活の糧である場合に、生活維持に必要な範囲で仮処分を認めた) もある。前記の「借地法・借家法改正要綱試案」をめぐる議論においても、いわゆる生業用借家と零細な個人事業者に対する保護を主張するものがあり、弱者を保護するとの発想はあり得ないではない。確かに、日本の流通業者には、零細なものが多いことが指摘されており、事案によっては、このような配慮が必要な場合も考えられる。しかし、裁判例において被供給者が弱者であることを理由として正面から解消を制限したものはみられず、商取引たる継続的売買契約の解消について一般的に当てはまるかは疑問である。

競争政策に関して、例えば、わが国の流通取引の固定性・排他性・閉鎖性に対して、流通の効率化ないし消費者利益の確保のための政策・行政運

用をどのように進めるべきかという問題については、多くの議論がみられる<sup>(83)</sup>。しかし、そこで問題とされるのは、継続的取引が合理的な取引先の選択の結果として行なわれておらず、違法な行為によって制限されている場合や、取引先に対して継続的な取引関係を背景として違法な行為が行われている場合である<sup>(84)</sup>。競争政策の観点より継続的売買契約の解消を制限するものは、独占禁止法によるアプローチによって優越的な地位の濫用と捉えるもの (白石 125 頁以下) がみられるほかには、契約の安定性の保障と流動性の保障の何れをとるべきかの問題として意識されるに留まるようである (中田 470 頁)。むしろ、「市場機構が有効に機能している限り、商取引を規律するルールは私的自治の原則を基盤にすべきである」とするもの<sup>(85)</sup>がみられるように、契約の解消が独占禁止法に反する場合にはこれを制限する必要があるとしても、競争政策の観点より一般的に継続的売買契約の解消を制限すべきであるとの議論はみられない。

第一章でみたとおり、裁判例には、供給者の経営上の事情による「取引先選択型」の事例について、一定期間の継続を認める傾向がみられた。裁判例との整合性を考慮すると、契約の継続と解消との何れかしか解決方法がないと考えられる学説には賛同し難い。供給者側の経営上の正当な理由を考慮し、予告期間や金銭的補償等の保護を被供給者に与える可能性を認めるという点では、第四の中田教授の説または第五の契約自由の原則や企業の経営判断を重視する説が妥当と考えられる。

本章では、継続的売買契約の解消を制限して保護すべき利益を探り、裁判例及び学説を検討した。ここでは、継続的売買契約一般について継続という効果を与えるだけの理由あるいは根拠を見出すことはできなかった。これに対して、裁判例は、被供給者の契約継続の請求に対して契約を一定期間継続させ、あるいは、解消の効力を否定して契約を継続させている。そうすると、継続的売買契約の解消に関する法的枠組みを検討する際には、裁判例にみられる解消理由による類型を個別に検

討する必要があるのではないだろうか。

### 第三章 解消に関する法的枠組みの検討

第一章でみたように、継続的売買契約の解消が問題とされた裁判例は解消理由によって(1)「代金不払・信用不安型」、(2)「義務違反・信頼関係破壊型」、(3)「取引先選択型」に分類された。このうち、「代金不払・信用不安型」および「義務違反・信頼関係破壊型」は、被供給者による契約の継続を期待し難いような行為や被供給者の信用不安といった態様を解消理由とするものであり、「取引先選択型」は、供給者の経営上の事情を解消理由とするものである。裁判例には、解消理由が被供給者の行為等によるか供給者の事情によるかによって、適用される契約解消の一般法理や被供給者の保護方法を異にする傾向がみられた。また、第二章で検討したとおり、裁判例の解消制限の理由に照らすと、被供給者の保護のあり方として、常に契約を継続させることが妥当であるかについては疑問が残り、学説もこれに明確に答えているわけではない。そこで、本章では、契約解消理由による類型ごとに、継続的売買契約の解消に際して生じる問題を解決するための法的枠組みを検討する。

#### 第一節 被供給者の行為・態様を解消理由とするもの

##### 第一款 基本的な考え方

被供給者の行為のうち、契約の継続が期待し難い「やむを得ない事由」に該当すると認められる典型的な例は、被供給者による債務不履行である。契約当事者の一方に債務不履行がある場合には、民法541条の適用がまず考えられることになる<sup>(86)</sup>。これに対して、裁判例にみられるように541条の適用を否定し、契約の解消に「やむを得ない事由」等を要求する考え方は、継続的債権契約(関係)を対象として、古くから提唱されている<sup>(87)</sup>。541条適用否定説は、特に不動産賃貸借契約について有力とされており<sup>(88)</sup>、裁判例においては541条の適用否定説と実質的に異ならない、「信頼関係破壊」法理が確立されている<sup>(89)</sup>。継続的債権契約

(関係)に対する541条適用否定説は、いわゆる継続的供給契約をも対象としていたが<sup>(90)</sup>、以前より、各種の契約を継続的債権契約(関係)と一括することに対しては疑問が呈されていた<sup>(91)</sup>。近年、特約店契約、フランチャイズ契約と呼ばれる現代型契約は、従来の継続的債権契約(関係)とは異なる構造をもつことが指摘されており<sup>(92)</sup>、継続的売買契約に対して541条を適用するか否かは、その性質に照らして検討すべきことになる。

継続的売買契約に対する541条適用肯定説<sup>(93)</sup>は、軽微な義務違反を解除の対象とし、重大な義務違反があっても催告期間内に債務者が改めれば解除は不可能となるとの問題を指摘されている(水本117頁)。しかし、軽微な債務不履行であるなら催告における猶予期間があるのでさして不都合とはいえず、重大な義務違反であれば、信義則上直ちに解除できることになる(水本117頁)。他方、適用否定説<sup>(94)</sup>は、信頼関係が破壊された場合や「やむを得ない事由」のある場合のみ催告を要せず直ちに解除できることから、論理的にすっきりしている反面、軽微な義務違反と重大な義務違反との区別が必ずしも明確にできるとは限らないとの問題を指摘されている(水本117頁)。そこで、軽微または中間的義務違反がある場合には、相当な期間を定めて催告し、債務者が態度を改めないかどうか信頼関係破壊の判断要素となる(水本117~118頁)。このように、両説の結果はほとんど変わらない。しかし、継続的契約関係においては、既履行の契約関係は解除によっても消滅しないこと、一般にひとたび生じた契約は持続することが望ましいこと、適用肯定説では硬直に過ぎやすいことから、適用否定説が妥当とされている(水本118頁)。

継続的売買契約の解消に際して何れの説が妥当であるかを考える際には、次の点に留意すべきであろう。第一に、契約当事者が人的・物的資本を投下し、中には取引特殊の投資と呼ばれるものが存在すること、契約の解消が、売上、顧客の喪失等、被供給者の経営に多大な打撃を与え得ることから、被供給者の立場の安定が要請される。第二

に、最近の裁判例においては、販売方法等に関する特約条項の合理性が問題とされており、形式的に541条を適用すると相当の期間の催告に応じないと合理性の乏しい特約違反によっても解消され得る可能性がある。第三に、契約が解消された場合における被供給者の投下資本、営業権等に対する保護の有無をも考慮する必要がある。これは、借地契約において借地人の債務不履行によって契約が解除された場合に建物買取請求権を認めるか否かという問題とも類似している。借地契約の場合には、買取請求権を認める学説があるものの<sup>(95)</sup>最高裁はこれを認めていない<sup>(96)</sup>。継続的売買契約の解消に関する裁判例においても、被供給者の行為が「やむを得ない事由」等に該当するとされた場合には、投下資本の回収等の保護は与えられていない。そうすると、解消の要件として、被供給者に何ら保護を与えなくとも仕方のないほど「やむを得ない事由」が必要になると考えられる。以上の観点から、継続的売買契約の解消には、541条を適用するのではなく、被供給者の行為や態様が「やむを得ない事由」に該当するか否かを判断基準とする裁判例の立場が適切と考える。

被供給者の行為や態様が、「やむを得ない事由」と認められない場合には、供給者による解消には理由がなく、何もなかったのと同じ状態、すなわち従前通り契約が存在していることになる。その場合に被供給者が取り得る手段は、供給者との契約の内容に従った商品引渡し等の履行請求と損害賠償請求とが考えられ、被供給者が履行請求する場合には、供給者の負う義務の具体的内容が問題となる(中田487頁)。次に、このような考えを基礎として、被供給者の行為や態様を解消理由とする二つの類型における解消の要件の検討を行うこととする。

## 第二款 代金不払・信用不安型の検討

「代金不払・信用不安型」の裁判例は、被供給者による代金債務の不履行、遅延、信用不安等、債務者による代金債務の不履行ないしその危殆化を問題として争われるものである。第一章では、紛争事案に即して、売買代金の履行状況に関する代

金不払と信用不安とを同一の類型として取り扱った。しかし、代金不払と信用不安とは、異なる性質のものである。そこで、以下では、これらを理由とする契約解消の要件および効果を個別に検討し、その上で、両者の異同をみる。

### (1) 代金不払による解消

被供給者による代金不払は、「最も基本的な債務不履行として解除事由」となる(中田73頁)。裁判例においても代金不払がある場合には、「信頼関係破壊のテストを待たず取引停止等が認められる傾向にある」(中田77頁)。代金不払を理由とする解消の効力が争われ、被供給者が保護された事例[23,24]では、代金不払に至る原因が供給者側に存し、被供給者の代金不払に正当な事由が認められている。

このように、代金不払がある場合には、不払の額が僅少であるとか、被供給者の代金不払に正当な事由が認められるような特段の事情のない限り、供給者は、民法541条に定められた催告を行った上で、当然に契約を解除することができると考えられる。不動産賃貸借契約の場合には、「不動産賃借人の地位の安定に対する保障」の要請から、一回の賃料不払によって解除手続をとりうるものが賃借人に対して苛酷であるとしても、商取引である継続的売買契約の場合には、これより緩やかに代金不払を「やむを得ない事由」に該当すると判断してよいと考える。また、一時的な資金不足による代金不払ではなく、将来にわたる取引関係の継続が困難であると認められる場合には、催告を要せずに契約を解除できると考える。例えば、手形の不渡による代金不払等がこれに該当しよう。

### (2) 信用不安による解消

被供給者の信用不安に対して、供給者が採り得る手段として考えられるのは、(A)既に成立した個別契約の履行の拒絶ないし解除、(B)新たな個別契約の締結の拒絶、(C)基本契約である継続的売買契約の解除である。これらは、いわゆる「不安の抗弁権」の適用が考えられる問題である。「不安の抗弁権」とは、「後に履行すべき者の財産状態が、契

約締結の後に悪化したときには、先履行義務者が、自己の先履行を拒絶しようという法理<sup>(97)</sup>である。裁判例における「不安の抗弁権」は、もっぱら、継続的取引における当事者の一方による爾後の商品供給停止という形態が中心を占めている(沢井=清水 503 頁)。また、不安の抗弁権は、理論的には個別契約の停止の際に機能すると考えられるが<sup>(98)</sup>、裁判例においては個別契約の履行停止と基本契約の解除とが厳密に区別されていない(内田平成 5 年 142 頁, 須永 405 頁)。継続的売買契約における出荷停止は、被供給者にとり致命的打撃となるため、要件である信用不安は厳格に認定される傾向にある。信用不安の要件を満たす事案は、代金不払や担保の不提供等によって、解除を許容する程の債務不履行を伴うことが少なくないと指摘されている(内田平成 5 年 142 頁, 沢井=清水 505 頁, 須永 407 頁)。

「不安の抗弁権」に関する学説の多くは、「不安の抗弁権」の効果として契約の解除を考えない<sup>(99)</sup>。これに対して、北川教授は、契約締結後の信用不安を契約の危殆として捉え、その危殆化責任の効果として、オフェンシヴな救済(担保の請求, 解除等)が必要だとする<sup>(100)</sup>。信用不安を理由とする継続的売買契約の解消との関連では、「不安の抗弁権が問題となる局面は、継続的な取引関係そのものが危機に瀕した極めて流動的な事態であり、北川教授の見解が示唆的であるとするもの(内田平成 5 年 142 頁, 165 頁(注 26))、「継続的供給契約における履行停止を不安の抗弁権の問題として扱う実益はほとんどなく、「むしろオフェンシヴな救済の問題へと吸収されてしまう」とするもの(須永 413 頁, 414 頁(注 17))がみられる。

継続的売買契約に関する裁判例は、信用不安による出荷停止について、信用不安の客観的事実を具体的に認定していることが特徴であり、供給者による財務内容の開示, 支払条件の変更, 担保提供要求に被供給者が応じないというプロセスが踏まれたことを評価していると指摘されている(中田 74 頁)。ここでは、「不安の抗弁権」に関する学

説がいうような財産状態の悪化すなわち支払不能, 支払停止, 銀行取引停止処分等(沢井=清水 506 頁)はみられず, 支払遅延, 代金一部不払, 支払延期要請といった財産状態の悪化を窺わせる事実に加えて交渉過程における被供給者の対応が考慮されている。他方, 客観的に被供給者の信用不安が認められないような場合 [29, 39, 40] には出荷停止は認められない。

継続的売買契約に関する学説には、解除原因として買主の信用不安を挙げ、財務内容の開示, 取引条件の変更, 担保・保証の提供を要求してみたかといった解消者側の対応も併せて考慮するとするもの(中田 492 頁), 当事者の一方に信用不安を示す事由が生じた場合には厳格な要件のもとで解約を認めるとするもの(平井 719 頁), 契約プロセスの観点から、履行停止後の通知や担保提供などによる履行継続へのチャンスを与え、解除という効果は、その後続く交渉プロセスの一つの帰結として理解すべきとするもの(内田平成 5 年 142 頁~143 頁)がある。

本論文は、被供給者側の行為等を理由とする解消には「やむを得ない事由」を必要とする立場を採っている。そうすると、終局的な継続的売買契約の解除を認めるためには、被供給者の投下資本の回収や営業権が保護されない程の信用不安が必要と考えられ、その要件は厳格に解すべきことになる。そのような信用不安が認められるのは、被供給者との将来にわたる取引の継続が困難であると認められる場合に限られるのではないか。例えば、手形の不渡による取引停止処分を受けた場合等がこれに該当しよう。

これに対し、被供給者の信用不安を理由として、「不安の抗弁権」に基づく新たな個別契約締結の拒絶が認められる場合も考えられる。信用不安の要件と効果は、「不安の抗弁権」に関する議論に譲り、ここでは、裁判例の傾向から次のことを指摘するに留める。信用不安の要件として、少なくとも財産状態の悪化あるいはそれを窺わせる客観的事実が必要である。その際には、供給者と被供給者との間の交渉過程も考慮される。信用不安が認めら

れた場合には、「不安の抗弁権」に基づく新たな個別契約締結の拒絶（爾後の出荷停止）が認められる。被供給者の財産状態の好転によって信用不安が解消した場合には、「不安の抗弁権」の行使は許されないと考えられる。その場合に、供給者が個別契約の締結を義務づけられるかは、継続的売買契約の内容による。

なお、出荷停止が長期間にわたり、被供給者が営業権を喪失しているような場合には、供給者が出荷を再開しようとしても取引関係の継続を期待できない事態も想定される。この場合には、基本契約の解除を認める余地がある。

このように代金の支払は契約の本質的な部分に関わるものであることから、その不履行が「やむを得ない事由」と解されたり、その履行の危殆化によって出荷停止が正当化されることになる。これまでの検討にみられる通り、代金不払を理由とする解消と信用不安を理由とする解消の要件と効果は異なる。しかし、代金不払と信用不安の何れの理由によっても、被供給者との取引の継続が困難である場合には解消が認められる。供給者が代金不払または信用不安を理由として基本契約である継続的売買契約を解消するのは、取引を継続しても将来の代金の支払をおよそ期待できないことによる。この点に関しては、代金不払と信用不安を理由とする解消の要件・効果の共通性がみられるのである。

### 第三款 義務違反・信頼関係破壊型の検討

被供給者の義務違反や信頼関係を破壊するような行為を理由とする解消が認められるためには、それが契約を解消されても「やむを得ない事由」に該当することが必要である。ここでいう義務違反とは明文の規定であるか否かを問わず、契約上の義務違反として認められたものであり、信頼関係破壊行為とは契約上の義務違反の有無を問わず、信頼関係を破壊する行為として認められたものである。裁判例にみられる解消の判断要素は、(1)義務違反ないし信頼関係破壊行為の有無、(2)義務違反の程度、(3)義務の重要性、(4)被供給者の義務を定める約定の合理性、(5)解消の意図、(6)両当

事者の交渉過程等である。

(1)について義務違反が認められた事例として、販売方法に関する約定[60,64,67,69,75]、市場動向、他社製品の品質及び販売上の動向についての報告義務 [73]、他社品販売禁止条項 [27,34] 等についての違反が挙げられる。また、義務違反の認定を経ずに信頼関係破壊行為が認められた事例として、新聞販売店を営む被供給者が賭博開張図利罪により執行猶予付懲役刑の判決を受けたこと [30]、供給者のラベルを他社製品に貼付して販売したこと [38]、被供給者が供給者の他の販売先が倒産する虞がある旨の虚偽の事実を述べてその取引先を勧誘したり、供給者も倒産する旨を述べて他社品の取扱いを勧誘したこと [49] 等がある。これに対し、義務違反ないし信頼関係破壊行為が認められなかった事例として、被供給者が、自己製造のゴルフ靴の小売価格を供給者の商品と同価格に値下げし、供給者も値下げをせざるをえなくなったことが、被供給者の自由競争の範囲とされたもの [11]、商品の管理上のミスが被供給者の責任ではなく、供給者の顧客に対する信用を毀損する虞を生じていないとするもの [20]、被供給者が、商品（化粧品）の卸売価格を取引先の希望する価格に下げたことに端を発して生じた、供給者の販売系列内での補償請求の問題について、調整や交渉に応じる義務がないとされたもの [74] 等がある。

被供給者の義務違反が認められる場合であっても、(2)義務違反の程度が問題とされることがある。解消を認めた事例には、卸売販売禁止の義務に反する事実の継続性と大量性を認定するもの [75]、契約に定められた対面販売と被供給者の行なった職域販売とは本質的な違いがあることを認定するもの [67]、被供給者が行なった販売方法（対面説明販売を行わず、卸売行為を反復・継続して行なった）が、契約に基づき要求されている販売形態（対面説明販売）と余りにかけ離れており、意図的、組織的に行っていることを認定するもの [69]、被供給者による貸しレコード業者へのレコードの供給が、供給者の意思に反し、かつ程度・

態様においても供給者の利益を害するに至っており、軽微な債務不履行とは言えないとされたもの[51]等がある。これに対し、解消を認めなかった事例には、供給者の主張する被供給者による他社製品販売、商品横流し、従業員に対する割引、抱き合わせ、混合使用等について、違反の事実があるにしてもその程度は比較的軽微であるとするもの[68]等がある。

(3)については、新聞販売店が新聞社との契約上の義務に反して購読者名簿、配達順路帳等業務に必要な書類を作成、常備し、新聞社の求めに応じて提示すべき義務を懈怠し、それが契約条項に定められた解除条項に当たることが一応認められるとした上で、配達順路帳等がなくとも格別業務に支障をきたすことはなく、新聞社もこれらの帳簿類の備え置に特段の関心を示していないことから、背信的行為と認めるには足りないとしたもの[57]、営業保証金預り証の記載金額の誤りをめぐるトラブルが供給者にとり重要な事情と認められないとするもの[71]がある。いわゆる附随義務違反を理由とする解消は制限されることから、契約の解除事由として定められていたとしても、重要性の低い契約条項違反を理由とする解消を直ちに認めるべきではないと考えられる。

(4)と(5)とは、専ら、解消が独占禁止法違反であるかが争われるときに問題とされる事項であり、継続的売買契約の解消について民法と独占禁止法とをいかに扱うかの問題に関連する。(4)について解消を認めた事例には、対面販売がそれなりに合理的なものであり、その必要性を失っているとか、その遵守を要求することが非合理的とはいえないとするもの[67]、カウンセリング販売が一応の合理性があるとするもの[75]、がある。解消を認めなかった事例には、対面販売及び顧客台帳作成に関する約定は、合理的な理由なしにその販売方法を制限し、価格維持を図るものとして、独占禁止法の法意にもとる可能性も大いに存するもの[65]がある。(5)については、供給者の解消が被供給者の安売に対する再販売価格維持を目的とするものであって独占禁止法の規定に反すると

して解消を認めなかったもの[63,66,71]がある。(4)と(5)の関係については、[65]事件の判示に対して、解消の理由とされる被供給者側の事情(特約違反)の基礎となる供給者の基本理念に合理的な説明が与えられない場合には、別の悪目的を隠蔽するための口実にすぎないという判断をするものであるとの指摘<sup>(10)</sup>が示唆的である。なお、解消の意図は権利濫用等の一般条項の規定による制約を受けるか、との問題として扱われる場合もあり、必ずしも「やむを得ない事由」等の考慮要素として捉えられているわけではない。

(6)について解消を認めた事案には、被供給者が一旦は対面販売をとることを約束しながら、それに反し、供給者の再三にわたる約束の実行の要求を拒否したことが信頼関係を著しく破壊するもの[67]、被供給者が報告義務に反したことに加え、外国産の安価な商品を購入している事実を秘匿し、供給者がそれを知った後もその理由や事情を釈明しようとせず、なおこれを継続するような意向さえ示したことは、信頼関係を著しく損なうとするもの[73]、解消の意図が、被供給者に卸売販売の疑いがあったのに、被供給者がそれを解消しないどころか増幅したことにあるとするもの[75]等がある。解消を認めなかった事例には、時期をみてなお調整を試みるべきであったとするもの[74]がある。(6)は、近年、再交渉義務として議論されているものである。裁判例においては、当事者間の交渉過程における対応等が「やむを得ない事由」等に該当するかの一要素として考慮されている。

このように、「やむを得ない事由」等が認められるためには、被供給者による義務違反等の供給者にとっての不利益な行為の存在が前提となる。(2)ないし(6)に挙げた事項は、裁判例において全てが考慮されるわけではなく、各事案に即して考慮される要素となっている。抽象的には、被供給者の行為が供給者にとって重大な不利益であり、かつ、その不利益行為を改善する見込みがない場合には、「やむを得ない事由」等と判断される傾向にある。そうすると、裁判例は、被供給者の行為によっ

て供給者が被る不利益と解消によって被供給者が被る投下資本の回収不能や経営に対する打撃とを比較考量するとともに交渉過程から関係回復の可能性等を考慮して「やむを得ない事由」に該当するか否かを判断していると考えられるのである。

## 第二節 供給者の経営上の事情を解消理由とするもの

### 第一款 基本的な考え方

供給者の経営上の事情を解消理由とする「取引先選択型」の裁判例には、供給者の解消理由と解消方法に特徴がみられた。供給者の経営上の事情には、企業活動として一応合理性のあるものが多くみられる。例えば、被供給者を介さずに直接販売を行おうとするもの[13,55,56,70,72]、販売成績の不振な被供給者に対する一手販売契約を解消し、取引先を他に変更するもの[9]、被供給者の購入数量が少ないことによる供給者側の不採算を理由とするもの[59]、他社と排他的取引を行なうもの[37]である。これに対して、解消理由が不当と考えられるものもある。例えば、被供給者が現実に取引の交渉を行なっている相手方を奪うことを目的とするもの[41,52]、解消理由は不明であるものの、突然、被供給者との取引を停止して、被供給者の従業員と取引を開始するもの[18]がある。これらの事例のうち、[18,41]においては、供給者の不法行為責任が認められている。

次に解消方法をみると、予め契約に定められた更新についての約定に従った更新拒絶が認められたもの[55]、解消は自由であるが解消の手続を経ていないとされたもの[13]、解消は自由であるが信頼利益の賠償を要求するもの[9]（なお、この事例においては予告期間を設けていないと認定されたが、予告期間を設けても信頼利益の賠償をすべきであることが判示されている）、期間の定めのない契約をある程度の交渉過程を経てあるいは予告期間を設けて解消したが、予告期間が短いとされたもの[70,72]、更新拒絶に関する申入れの事実の有無が争われ、その事実が認められないとされたもの[59]がある。前記の[56]事件も、1

年間の予告期間を設けると同じ効果が与えられているとみることができる<sup>(102)</sup>。ここでは、裁判所は、解消方法が適切であれば解消を認めるかのような判断を示している。さらに、被供給者が契約継続を請求した場合の保護についても、解消の効力を完全に否定するのではなく、一定期間の継続を図るものであった[56,70,72]。

このように、解消の理由が供給者の経営上の事情によるものについて、裁判例は、正当な解消理由と適切な解消方法をもって最終的には解消を認めていると考えられるのである。特に供給者の経営上の事情による解消を供給者側の取引相手選択の自由<sup>(103)</sup>と被供給者側の取引の必要性との相剋として捉えてみると、裁判例の立場は両者の調整を図っているものとして理解することができる。実際に、供給者側の取引先選択の自由について言及する裁判例もみられるのである[9,70]。また、この考え方は、前章においてみたように継続的売買契約の解消を制限して保護すべき利益が経済的なものであり、被供給者の保護方法として必ずしも契約を継続させることが妥当ではないとの検討結果と整合するものである。そこで、以下においては、このような立場から供給者の経営上の事情を理由とする解消の要件・効果について検討する。

### 第二款 取引先選択型の検討

「取引先選択型」の裁判例の傾向から、解消が認められる要件は、(1)供給者の正当な経営上の事情と(2)適切な解除手続であると考えられる。

(1)の要件において何をもって正当な事情とするかの明確な判断基準を設けることは困難であり、その事案に即して法的評価を行なうことになる。裁判例の傾向からは、中間流通業者を排除しての直接取引、より高い販売実績の見込める取引先への変更、取引数量が少なく供給者の採算上問題のある取引先との取引停止<sup>(104)</sup>等は、これに該当するものと考えられる。これに対して解消理由が不当なものであれば解消は認められない。例えば、独占禁止法の規定に反する再販売価格を維持する目的での解消がこれに該当する。実際の紛争の場面では、供給者が不当な目的を隠して被供給者の

義務違反や信頼関係破壊行為を理由とすることが考えられ、その場合には、「義務違反・信頼関係破壊型」の処理に委ねられることになる。

次に(2)の要件については、前章において検討した継続的売買契約の解消が制限される理由の検討から、相当の予告期間を設け、かつ、その期間に回収されない被供給者の投下資本、喪失する営業権、顧客移転等に対する補償を与えることであると考えられる。ここでいう相当の予告期間については、裁判例にみられる得べかりし利益の算定方法が参考になる。裁判例において被供給者が請求した得べかりし利益には、将来のものと既に具体化していたものとがある。その損害賠償の範囲の認定に際して、前者では他商品への切替期間が考慮され [20,41,74]、後者では商品の非代替性 [23]、被供給者による代替商品納入交渉の不調 [41,52]、他からの同一商品の仕入の不成功 [39] 等が考慮されている。これは、裁判例が、継続的売買契約の解消を制限する理由のうち、特に、被供給者の経営への打撃すなわち、取引の目的物である商品の非代替性、被供給者における商品の仕入割合の高さ、他からの商品仕入の困難、顧客の喪失等を重視していることと整合する。裁判例は、このような経営への打撃に対する損害賠償の算定に際して、継続的売買契約の当事者が取引を解消された場合には、他からこれを調達し、あるいは他の商品に切替えるよう行動することを想定していると考えられる。そうすると、供給者の正当な経営上の事情による解消に際しても、取引の目的物である商品の代替性の有無、被供給者の仕入割合、他からの仕入の困難さ等を考慮して、その切替えに要する期間を相当の予告期間とすることが妥当であろう。取引の目的物である商品が代替性のあるものであったり、容易に市場で調達できるものである場合には、予告期間は極めて短期間でよいことになる。その逆の場合には、長期間の予告期間を必要とすることになり、裁判例の傾向からは1年間程度とされる場合が多くなる。このように商品切替に要する期間を予告期間とする方法は、裁判例が重視している被供給者の経営へ

の打撃の程度に応じた柔軟な保護を与えるものと考えられる。

また、長期の予告期間を設けることによっても、未回収の投下資本ないし喪失する営業権の補償の問題は残る。投下資本の回収について保護される範囲につき、学説には、「取引観念上相当なものであって、被解消者の自らの危険による投資までを含まず、既に回収されたと評価される部分を除く」とする見解がある(中田 490 頁)。裁判例においては、事業継続の経費として繰り延べられるものが、損害賠償の対象となり、被供給者がその範囲を証明しなければならぬとするもの [9]<sup>(105)</sup> がある。裁判例にみられる被供給者の投下資本は、その多くが販売のための営業費、広告宣伝費、人件費等であって、相当の予告期間を与えることで、ある程度は回収されるものと考えられる。しかし、このような販売に関する費用の未回収部分について保護を与えることは、理論的には観念することが可能であっても、現実の立証の困難さの問題は残る<sup>(106)</sup>。また、営業権に対する損害賠償については、その価値が客観的に評価しうるときはそれを基準とすることも可能であるが(中田 488 頁)、その算定も容易ではないとの問題が残る。

### 第三節 解消理由と期間の定めを考慮した総合的検討

前節までにおいては、解消理由の各類型ごとに解消をめぐる問題の解決を検討した。以下では、解消理由の類型と契約期間の定めとの関係を検討し、総合的な理解と法的枠組みの提示を試みることにとする。

継続的売買契約を解消する場合には、期間の定めの有無等によって、(1)契約期間の定めのないものの解消、(2)契約期間中の解消、(3)契約期間満了時の更新拒絶、(4)予告期間を遵守した解約権の行使が考えられる。従来、「代金不払・信用不安型」、「義務違反・信頼関係破壊型」の解消について「やむを得ない事由」等を要求したのは、(1)期間の定めのないものの解消と(2)契約期間中の解消であった。最近の裁判例においては、(3)契約更新を拒絶

するもの[72]、(4)予告期間を遵守して解約権を行使するもの [65,67,74] についても「やむを得ない事由」等が要求されるようになっている。また、[66,75] も解約権を有効とした上で、一般条項の規定による制限を受けるとしている。ここで挙げた契約更新の拒絶や予告期間を遵守した解約権の行使の制限は、何れも「義務違反・信頼関係破壊型」の裁判例にみられるものであり、「義務違反・信頼関係破壊」を理由とする解消には、慎重な態度が示されているのである。

また、予告期間を遵守した解約権の行使に関する裁判例 [65,66,67, (69),74,75] は、被供給者のとった商品の販売方法が供給者との信頼関係を破壊したかということだけでなく、供給者による解消の目的や解消の理由とされた販売方法に関する約定が独占禁止法の規定に反するものであるかについても争われた。このような紛争が現われた社会的背景には、いわゆる安売業者の販売方法と、製造業者によってこれまで形成された販売システムとの対立のあることが指摘されており<sup>(107)</sup>、これらの裁判例では、供給者による解消の意図が問題となった。また、最近の学説においては、供給者の解消の意図を考慮するものがみられる<sup>(108)</sup>。

そうすると、裁判例が「義務違反・信頼関係破壊」を理由とする解消に対し慎重であるのは、事案の背景に窺われる供給者＝解消者の不当な意図を否定的に評価しているからだと考えられる。裁判例は、更新拒絶や予告期間を遵守した解約権の行使の場合にも、供給者による解消理由を重視している。このように解消理由を判断基準とするのであれば、その解消理由が「やむを得ない事由」に該当するか否かによって解決を図るべきであろう。

また、「代金不払・信用不安型」に属する裁判例で更新拒絶や予告期間を遵守した解約権の行使の効力が争われたものはみられないが、従来、期間の定めのないものの解消や契約期間中の解消に「やむを得ない事由」等が要求されること、「義務違反・信頼関係破壊型」と同様に被供給者の行為等が解消理由とされることから、「義務違反・信頼

関係破壊型」と同様に取扱うべきと考える。以下においては、解消理由の類型と契約期間の定めとの関係を整理し、具体的な解決を検討する。

(1)期間の定めのない契約について、被供給者の「代金不払・信用不安」または「義務違反・信頼関係破壊」が解消理由となる場合には、それが「やむを得ない事由」に該当するか否かによって解消の可否が判断される。これに対し、供給者の経営上の理由により契約を解消する場合には、伝統的な考え方によっても予告期間を要求されることから、相当の予告期間をおく必要がある。また、予告期間を設けても被供給者に対する補償の問題は残る。

(2)契約期間中に解消が認められるのは、「代金不払・信用不安」または「義務違反・信頼関係破壊」を理由とする解消であって、被供給者の行為等が「やむを得ない事由」と認められる場合である。供給者の経営上の事情を理由とする解消は、原則として認められない。

(3)契約期間満了時の更新拒絶については、被供給者の「代金不払・信用不安」または「義務違反・信頼関係破壊」が解消理由とされる場合には、それが「やむを得ない事由」に当たるか否かによって判断されることになる[73]。契約期間満了前に解消の意思表示をしないときは自動更新される内容の契約の場合には、解消の意思表示の効力が否定される結果、契約は更新されることになる。また、契約の更新を重ねるうちに期間の定めのないものになったとみなせる場合も考えられる。供給者の正当な経営上の事情により更新拒絶をする場合に相当の予告期間を要求することができるかは問題である。契約更新の拒絶についても、被供給者が、突然の解消によって経営に多大な損害を被る場合には、相当の予告期間をおくことが望ましい。法律構成としては、「信義則上……(被供給者に) 不相当な損失を与えないように配慮する義務を負う」[70]として、供給者に相当の予告期間を要求する方法と、契約の更新を重ねるうちに期間の定めのないものになったとみなして相当の予告期間を要求する方法とが考えられる。この場合に

も被供給者が被る損失は補償される。

(4)予告期間を遵守した解約権の行使についても、被供給者の「代金不払・信用不安」または「義務違反・信頼関係破壊」が解消理由とされる場合には、それが「やむを得ない事由」に当たるか否かによって判断されることになる[65,67,74]。供給者の経営上の事情による解約権の行使についても、突然の解消によって被供給者が経営に多大な損害を被る場合には、信義則上、相当の予告期間をおくことが要請される。

本章においては、解消理由による類型ごとに継続的売買契約の解消に関する紛争解決の法的枠組みの検討を行なった。被供給者の「代金不払・信用不安」または「義務違反・信頼関係破壊」を理由とする解消を認めるためには、その理由が「やむを得ない事由」に該当することが必要となる。この二つの類型における「やむを得ない事由」には、質的な違いがみられる。前者では、契約の本質的な部分である代金の履行が問題となり、代金不払のある場合には、特段の事情がない限り催告による解除が認められる。信用不安のある場合には、解除を認める要件は厳格に解されるが、不安の抗弁権に基づく爾後の出荷停止が認められる。これに対して、後者では、被供給者の行為によって供給者の被る不利益と契約の解消によって被供給者の被る不利益との比較考量が行われている。

次に、供給者の経営上の事情を理由とする解消

を認めるためには、「正当な経営上の事情」と「予告期間と補償による適切な解消手続」とが必要となる。この方法は、解消を制限して保護すべき被供給者の利益に照らして、妥当な保護を与えるものである。

本論文で検討してきた各類型と期間の定めの有無との関係を図示すると下図のようになる。

## 結 語

本論文では、わが国の事業者間に多くみられる継続的取引のうち、継続的売買契約の解消の問題を取り上げ、その解決のための一つの法的枠組みを提示した。継続的売買契約の解消は、取引の両当事者の利害関係に深く関わる問題であるから、両当事者の利益状況を比較考量し、衡平な解決を図る必要がある。本論文は、このような観点より解消理由による類型化を行い、契約の継続・解消だけでなく、予告期間と補償をも考慮に入れて、契約当事者間の利害の調整を試みた。

しかし、多くの課題が残っている。例えば、未回収の投下資本や営業権の補償については、実務上の算定の問題がある。この他にも、継続的売買契約の実態や法的性質、「やむを得ない事由」の判断基準、独占禁止法との関係等、さらに解明すべき課題は多い。

継続的売買契約の解消に限らず、継続的取引における紛争解決のあり方は、取引実務においても

図 継続的売買契約の解消を認めるための要件

解消理由の類型	契約期間中	期間の定めなし・更新拒絶・予告期間を遵守した解約権行使
1) 代金不払・信用不安型	やむを得ない事由	やむを得ない事由
・やむを得ない事由の内容 (1) 代金不払 代金不払と催告、取引の継続が困難な場合には、催告不要 (2) 信用不安 取引の継続が困難な場合 不安の抗弁権に基づく出荷停止が認められる		
2) 義務違反・信頼関係破壊型	やむを得ない事由	やむを得ない事由
・やむを得ない事由の内容 供給者と被供給者の被る不利益の比較考量		
3) 取引先選択型	解消不可	正当な事情と適切な解消手続
・正当な事情の内容 直接取引、取引先の変更等、紛争事案ごとに評価 ・適切な解消手続の内容 相当の予告期間と補償		

関心の高いテーマである。今後もこのような継続的取引をめぐる問題について関心を持ち続け、研究することと致したい。

注

- (1) 内田貴「契約プロセスと法」『岩波講座 社会科学の方法Ⅵ 社会変動のなかの法』(岩波書店, 平成5年) 133頁, 同『民法Ⅱ』(東京大学出版会, 平成9年) 84頁。これらの文献からの引用は, 以下, 本文中に参照頁を示してそれぞれ内田平成5年〇〇頁, 内田平成9年〇〇頁という形で行なう。
- (2) 中田裕康『継続的売買の解消』(有斐閣・平成6年)57頁以下。この文献からの引用は, 以下, 本文中に参照頁を示して, 中田〇〇頁という形で行なう。その他にも川越憲治「継続的取引契約の終了」別冊NBL 19号(昭和63年)がある。
- (3) 被供給者が取引の継続を求めているのに供給者側で拒絶する場合の他, その後に合意解除したもの等がある。
- (4) 平井宜雄「いわゆる継続的契約に関する一考察—「市場と組織」の法理論」の観点から—」『日本民法学の形成と課題(下)』(有斐閣・平成8年)705頁も同様。この文献からの引用は, 以下, 本文中に参照頁を示して, 平井〇〇頁という形で行なう。
- (5) 中田48頁は, その原因として, 実務上の呼称の多様性, 学説上の不統一, 裁判例における呼称の多様性等を挙げる。
- (6) 谷口知平=五十嵐清編『新版注釈民法(13)』[谷口=五十嵐](有斐閣・平成8年)24頁, 橋本恭宏「継続的契約・継続的債権関係という観念は, 有用ないし必要か」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望 第5巻 契約の一般的課題』63~64頁。
- (7) 柚木馨=高木多喜男編『新版注釈民法(14)』[岩城謙二](有斐閣・平成5年)98頁。この文献からの引用は, 以下, 本文中に参照頁を示して, 岩城〇〇頁という形で行なう。
- (8) 中田57頁以下及び川越前掲(注2)。
- (9) その他の解消理由として, 取引条件の不一致を挙げるもの[7,(20),33,46], 事情の変更を挙げるもの[8]等がある。例えば, 価格等の取引条件の不一致をめぐる裁判例は少なく, 解消の可否は, 当該事案における価格改定の合理性によるものようであるが, 明確な傾向はつかめない。そこで, 以下の検討においては, 主な解消理由である三つの類型を検討の対象とする。
- (10) 解消した供給者が被供給者に何らかの請求をするもの[2,31,33,53]等もあるが, ここでは被供給者からの請求を検討の対象とする。また, 予め供給すべき商品の量が定まっている場合や, 既に個別契約が成立している場合に, 供給者の不履行に基づく損害賠償の請求を認めたものもある[1,15]。
- (11) なお, [70]事件においては, 仮処分申立の時から約1年間について被供給者の求めた仮処分が認められている。
- (12) 飯島紀昭「判批」判時1279号(判例評論355号49頁・昭和63年)211頁。
- (13) 飯島・前掲(注12)213頁(判例評論51頁)。川角由和「現代民法学における[関係的契約理論]の存在意義(四・完)—内田貴教授の所説に対するひとつの批判的評注—」島大法学39巻第2号(平成7年)97頁。
- (14) 吉田克己「現代市民社会の構造と民法学の課題9」法時69巻8号(平成9年)71頁。
- (15) 竹下守夫=藤田耕三編『民事保全法』[北山元章](有斐閣・平成9年)181~182頁。
- (16) 白石忠志「契約法の競争政策的な一断面」ジュリ1126号(平成10年)128頁。この文献からの引用は, 以下, 本文中に参照頁を示して, 白石〇〇頁という形で行なう。
- (17) 幾代通=広中俊雄編『新版注釈民法(15)増補版』[鈴木禄弥=生熊長幸](有斐閣・平成8年)384~385頁。この文献からの引用は, 以下, 本文中に参照頁を示して, 鈴木=生熊〇〇頁という形で行なう。
- (18) 最判昭和37年6月6日(民集16・7・1265)。

- (19) 法務省民事局参事官室編「借地・借家法改正要綱試案」別冊 NBL21 号 (平成 2 年)。
- (20) 幾代=広中編・前掲 (注 17) [吉田克己] 903 頁, 同「借地・借家法改正の前提問題」法時 58 巻 5 号 (昭和 61 年) 47 頁, 同「住宅政策からみた借地・借家法改正」法と民主主義 220 号 (昭和 62 年) 22~23 頁。
- (21) 稲本洋之助=岩城謙二=吉田克己=藤井俊二=佐藤一雄「借地法・借家法と商事賃貸借」[稲本洋之助] 社会科学研究 42 巻 1 号 (平成 2 年) 184 頁。
- (22) 幾代=広中編・前掲 (注 17) [三宅正男] 693 頁。
- (23) 三宅正男・前掲 (注 22) 702 頁。
- (24) 稲本ほか・前掲 (注 21) [岩城謙二] 189 頁
- (25) 法務省民事局参事官室編・前掲 (注 19) 15~16 頁。
- (26) 稲葉威雄「借地・借家法改正の方向—新しい法秩序を求めて—」別冊 NBL20 号 (昭和 63 年) 118 頁
- (27) 稲本ほか・前掲 (注 21) [吉田克己] 191 頁
- (28) 借地借家等に関する研究会「借家制度等に関する論点 (補足説明)」ジュリ 1117 号 (平成 9 年) 234 頁
- (29) 借地借家等に関する研究会・前掲 (注 28) 234 頁
- (30) 稲本洋之助=澤野順彦編『コンメンタール借地借家法』[本田純一] (日本評論社・平成 5 年) 41~42 頁, 203 頁, 執行秀幸「借家権の存続期間」『現代借地借家法講座 第 2 巻 借家法』(日本評論社・昭和 61 年) 21 頁
- (31) 借地借家等に関する研究会・前掲 (注 28) 226~228 頁。阿部泰隆=岩田規久男=瀬川信久=野村豊弘=吉田克己「定期借家権論をめぐって」ジュリ 1124 号 (平成 9 年) 4 頁以下。
- (32) 阿部ほか・前掲 (注 31) 4 頁以下。
- (33) 菅野和夫『労働法 [第 4 版]』(弘文堂・平成 7 年) 398 頁。
- (34) 菅野和夫『雇用社会の法 [補訂版]』(有斐閣・平成 9 年) 47 頁。
- (35) 菅野・前掲 (注 34) 47 頁。
- (36) 片岡昇=前田達男『労働法』(青林書院・平成 7 年) 201 頁。菅野前掲注 (34) 48 頁。
- (37) 野田進「解雇」『現代労働法講座 第 10 巻』日本労働法学会編(総合労働研究所・昭和 57 年) 202 頁。
- (38) 水本浩『契約法』(有斐閣・平成 7 年) 116 頁。この文献からの引用は, 以下, 本文中に参照頁を示して, 水本〇〇頁という形で行なう。
- (39) 我妻栄『債権各論上巻』(岩波書店・昭和 29 年) 21 頁。
- (40) 星野英一=谷川久=岩城謙二「代理店・特約店契約取引の研究(2)」[星野発言] NBL139 号 (昭和 52 年) 14 頁, 同(7) [星野発言] NBL144 号 (昭和 52 年) 28~29 頁, 広中俊雄=龍田節編『契約の法律相談(2)法律の相談シリーズ 19』[神崎克郎] (有斐閣・昭和 53 年) 205 頁
- (41) 星野・前掲 (注 40) [星野発言] NBL144 号 28~29 頁
- (42) 白石助教授は, 独占禁止法の観点より優越的地位の濫用の規制による視点を提示する。
- (43) 「貿易摩擦と市場構造に関する研究会」報告書「我が国企業の継続的取引の実態について」(昭和 62 年), その他にも公取委が実施してきた「企業間取引実態調査」にみられる。信頼関係の具体的内容に言及するものとして「紙の流通に関する企業間取引の実態調査」(平成 5 年)。
- (44) 明石三郎『不動産仲介契約の研究 (再増補)』(一粒社・昭和 62 年) 90 頁。
- (45) 幾代通=広中俊雄編『新版注釈民法(16)』[明石三郎] (有斐閣・平成元年) 264 頁。
- (46) 明石・前掲 (注 44) 110 頁。
- (47) 柚木馨編『注釈民法(14)』[柚木馨=高木多喜男] (有斐閣・昭和 41 年) 51 頁。この文献からの引用は, 以下, 本文中に参照頁を示して, 柚木=高木〇〇頁という形で行なう。
- (48) 谷川久「判批」ジュリ 305 号 (昭和 39 年) 78 頁。飯島紀昭「継続的供給契約の『解除』の性質—継続的債権関係論との関係において—」東京大学法学会雑誌 15 巻 1 号 (昭和 49 年)

137～138頁, 154頁。椎原国隆「判批」ジュリ581号(昭和50年)121頁。川越33頁は, 予告期間分の得べかりし利益の提供によっても, 即時解約は可能になるとする。

なお, 北村実「判批」法時51巻1号(昭和54年)184頁は, 「予告期間, 損失補償(解約者の過失不要)等を義務づける」とする。

- (49) 長坂純「判批」法時58巻10号(昭和61年)127頁は, 予告期間とは, 相手方が他との取引関係に入り, 商売替えるなど, 損失を回避するに必要な期間であるとする。
- (50) 飯島・前掲(注48)137頁。北村・前掲(注48)184頁。
- (51) 椎原・前掲(注48)121頁。
- (52) 北村・前掲(注48)184頁。
- (53) 飯島紀昭「判批」判時1279号(判例評論355号49頁～50頁・昭和63年)211頁～212頁。
- (54) 小林昭彦「判批」判タ706号(平成元年)71頁。
- (55) 飯島・前掲(注53)212頁, 同「判批」ジュリ1031号(平成5年)132頁は, 「異例の決定」と評する。
- (56) 笠井修「判批」ジュリ916号(昭和63年)108頁。
- (57) 川越40頁は, 横浜地判昭和50年5月28日(判タ327号313頁)を挙げる。
- (58) 吉田克己「現代市民社会の構造と民法学の課題1」法時68巻11号(平成8年)37頁。
- (59) 内田貴『契約の再生』(弘文堂・平成2年)55～56頁
- (60) 内田貴「現代契約法の新たな展開と一般条項(3)」NBL516号(平成5年)24～28頁。
- (61) 内田・前掲(注60)27頁。
- (62) 後藤巻則「判批」判時1494号(判例評論426号29頁・平成6年)191頁, 同「契約の締結・履行と協力義務(三)」民商107巻1号(平成4年)30～31頁。「再交渉義務」については, 内田平成5年139頁以下。「再交渉義務」と「継続性原理」との関係については, 内田平成5年133～135頁, 139頁。「再交渉義務」の法的効果

については, 内田平成5年139～140頁, 松本恒雄「継続的契約の維持と解消」法教199号(平成9年)99頁。

- (63) 中田裕康「継続的売買契約の解消の意図(上)」NBL569号(平成7年)9頁。
- (64) 中田495頁, 同・前掲(注63)10頁。
- (65) 中田・前掲(注63)9頁。
- (66) 中田・前掲(注63)9頁。
- (67) 中田裕康「継続的売買契約の解消者の意図(下)」NBL571号(平成7年)21頁。
- (68) 中田・前掲(注67)22頁。
- (69) 中田・前掲(注67)22頁。
- (70) 川越憲治「判批」NBL533号(平成5年)12頁, 同「判批」NBL555号(平成6年)18頁, 同「判批」法教172号(平成7年)97頁, 同「判批」NBL625号(平成9年)12頁。伊従寛「判批」NBL627号(平成9年)52頁, 中津晴弘「判批」NBL554号(平成6年)23頁。
- (71) 行澤一人「継続的取引関係の終了に関する法的考察—アメリカ法を中心として—(六・完)」神戸法学雑誌43巻1号(平成5年)248～249頁。
- (72) 吉田・前掲(注14)70頁。
- (73) 吉田克己「現代市民社会の構造と民法学の課題5」法時69巻3号(平成9年)76頁。
- (74) 中田裕康「共同研究・継続的取引の日米比較(6)契約と関係—継続的取引の調査から(下)」NBL632号(平成10年)61頁。
- (75) 内田貴「定期借家権構想『法と経済』のジレンマ」NBL606号(平成9年)11頁。
- (76) 谷口=五十嵐編・前掲(注6)[潮見佳男]102頁。
- (77) 潮見・前掲(注76)123頁
- (78) 鎌田薫「判批」判タ484号(昭和58年)20～21頁
- (79) 吉田・前掲(注14)74頁。
- (80) 江頭憲治郎『商取引法(第2版)』(弘文堂・平成8年)213頁。
- (81) 例えば, 資生堂が制度品システムを採用した当初, 「当時トップメーカーでもなかったことか

- ら、冷笑をもって迎えられた」とされる。伊藤元重＝伊藤研究室『日本の物価はなぜ高いのか－価格と流通の経済学』[下川亮子・原ひろみ] 190頁。
- (82) 星野・前掲(注40) [星野発言] NBL144号 29頁, 中田 469頁。
- (83) 例えば、舟田正之「わが国の流通システムにおける取引の固定性」経済法学会年報11号(平成2年) 25頁～26頁。
- (84) 山田昭雄ほか編『流通・取引慣行に関する独占禁止法ガイドライン』(商事法務研究会・平成3年) 25頁。
- (85) 川越・前掲(注70)「判批」法教172号97頁。
- (86) 梅謙次郎『民法要義巻之三債権編(復刻版)』(有斐閣・大正元年版復刻・昭和59年) 377～378頁。
- (87) 川島武宜「判批」法協52巻(昭和9年) 1958頁, 戒能満孝『債権各論』(巖松堂・四版・昭和15年) 33頁～34頁。
- (88) 森孝三「一時的債権契約と継続的債権契約」『契約法大系Ⅰ』契約法大系刊行委員会編(有斐閣・昭和37年) 96頁
- (89) 幾代＝広中編前掲(注17) [広中俊雄] 274頁
- (90) 広中俊雄『広中俊雄著作集3 不動産賃貸借法の研究』(創文社・平成4年) 42頁。
- (91) 田中実「いわゆる継続的債権(契約)関係の一考察―特に解約の問題を中心として―」法学研究26巻12号(昭和28年) 31頁。
- (92) 橋本・前掲(注6) 67～70頁。
- (93) 戒能前掲(注87) 31～32頁, 乾昭三＝長尾治助編『新民法講義 1 契約法』[荒川重勝](有斐閣・昭和63年) 261頁は、継続的供給契約における一回の給付の不履行は、解除に関する541条の適用もあると解されているとする。
- (94) 三島宗彦「継続的供給契約」『契約法大系Ⅱ』契約法大系刊行委員会編(有斐閣・昭和37年) 284～286頁は、期間の定めのないものについて、債務不履行に基づく場合のほか、著しい事情の変更が認められなくとも双方の責に帰すべからざる事由によって契約の継続に困難の事情が発生した場合には解除を認め、被供給者の不信行為も解除原因となり得る可能性を示唆する。森・前掲(注88) 98頁～100頁は、信頼関係の破壊を「解除」の判断基準とする判例法理が継続的供給契約にも浸透してきていることを指摘する。
- (95) 星野英一『借地借家法』(有斐閣・昭和44年) 211頁。
- (96) 最判昭和35年2月9日(民集14・1・108)
- (97) 谷口＝五十清編・前掲(注6) [沢井裕＝清水元] 502頁。この文献からの引用は、以下、本文中に参照頁を示して、沢井＝清水〇〇頁という形で行なう。
- (98) 須永知彦「履行期前における反対給付請求権の危殆化(一)―いわゆる不安の抗弁権を中心に―」民商111巻3号(平成6年) 405頁。この文献からの引用は、以下、本文中に参照頁を示して、須永〇〇頁という形で行なう。
- (99) 沢井＝清水 507頁。否定説として我妻・前掲(注39) 84頁, 神崎克郎「信用売買における不安の抗弁権」神戸法学雑誌16巻1・2号(昭和41年) 467頁。
- (100) 北川善太郎『現代契約法Ⅰ』(商事法務研究会・昭和48年) 237頁以下。
- (101) 曾野裕夫「『独禁法違反行為の私法上の効力論』覚書―化粧品販売特約店契約の解約事例を素材に―」金沢法学38巻1・2合併号(平成8年) 268頁, 292頁の(注16)の引用文献も参照。この文献からの引用は、以下、本文中に参照頁を示して、曾野〇〇頁という形で行なう。
- (102) 前掲(注15)の文献を参照。
- (103) 我妻前掲(注39) 28頁
- (104) 被供給者解消型の裁判例においては、採算上の問題を理由とする解消を認めたものがある。福岡地小倉支判昭和56年12月24日(判時1050・105), 東京地判昭和62年8月28日(判時1274・98), 東京地判昭和62年12月16日, (判時1289・68)。
- (105) 谷川久「判批」ジュリ305号(昭和39年) 78頁も理論的にはそのとおりであろうとする。

(106) 谷川・前掲(注105) 78頁

67) 16頁。

(107) 岩城謙二＝柏木昇＝川越憲治＝新堂幸司「座談会『価格破壊』現象下の継続的取引(上)」[新堂発言] NBL550号(平成7年) 6頁。

(かみやま とおる サッポロビール(株)総務部 法務室)

(108) 中田・前掲(注63) 6頁, 12頁, 同・前掲(注

裁判例一覧表

判例番号	裁判所判決日付	出典	判例番号	裁判所判決日付	出典
1	大判明治41年4月23日	民録14・477	39	東京地判昭和56年1月30日	判時1007・67
2	函館控判大正10年11月10日	新聞2035・15	40	東京高判昭和56年2月26日	判時1000・87
3	函館地判昭和7年9月7日	新聞3464・10	41	東京地判昭和56年5月26日	判時1020・64
4	大判昭和11年9月19日	法学6・1・86	42	東京地判昭和56年8月25日	判時1030・51
5	大判昭和12年2月9日	民集16・1・33	43	東京高判昭和57年8月25日	判時1054・92
6	大判昭和12年10月30日	新聞4209・13	44	東京地判昭和57年11月29日	判時1089・63
7	大判昭和17年2月27日	判決全集9・18・8	45	東京地判昭和58年3月3日	判時1087・101
8	奈良地判昭和26年2月6日	下民集2・2・146	46	水戸地判昭和58年9月5日	判時1107・120
9	大阪地判昭和36年10月12日	下民集12・10・2434	47	東京地判昭和58年9月8日	判時1105・70
10	大分地判昭和36年11月6日	下民集12・11・2670	48	東京地判昭和58年12月19日	判時1128・64
11	東京地判昭和36年12月13日	判時286・25	49	大阪高判昭和59年2月14日	判時1126・42
12	最判昭和37年12月13日	判夕140・127	50	名古屋地判昭和59年2月21日	判時1132・152
13	福岡地判昭和39年3月19日	下民集15・3・563	51	東京地判昭和59年3月29日	判時1110・13
14	東京地判昭和40年12月25日	判時443・40	52	東京高判昭和59年12月24日	判時1144・88
15	横浜地判昭和40年4月6日	下民集16・4・600	53	大阪地判昭和61年10月8日	判時1223・96
16	東京高判昭和42年5月25日	下民集18・5＝6・556	54	東京高判昭和62年3月30日	判時1236・75
17	東京地判昭和43年12月11日	金判177・11	55	札幌地決昭和62年9月4日	判時1258・82
18	東京地判昭和44年6月30日	下民集20・5＝6・438	56	札幌高決昭和62年9月30日	判時1258・76
19	東京地判昭和45年11月28日	判時625・58	57	札幌地決昭和63年4月4日	判時1288・123
20	名古屋高判昭和46年3月29日	下民集22・3＝4・334	58	東京地判平成2年12月20日	判時1389・79
21	福島地判昭和47年2月24日	判時668・79	59	東京地判平成3年7月19日	判時1417・80
22	東京地判昭和47年5月30日	判夕283・274	60	大阪地判平成4年7月24日	公取委審決集39・581
23	大阪地判昭和47年12月8日	判時713・104	61	東京高判平成4年10月20日	判夕811・149
24	東京地判昭和49年3月14日	判夕308・245	62	東京地判平成5年2月10日	判夕848・221
25	東京地判昭和49年9月12日	判時772・71	63	大阪地決平成5年6月21日	判時1490・111
26	東京高判昭和50年12月18日	判時806・35	64	大阪高判平成5年9月14日	公取委審決集40・664
27	大阪地判昭和52年1月27日	判時862・87	65	東京地判平成5年9月27日	判時1474・25
28	東京地判昭和52年2月22日	下民集28・1～4・82	66	東京地判平成6年7月18日	判時1500・3
29	東京地判昭和52年7月22日	判時880・51	67	東京高判平成6年9月14日	判時1507・43
30	札幌地決昭和52年8月30日	判時881・134	68	大阪地決平成7年2月17日	公取委審決集41・511
31	東京地判昭和52年10月6日	判時903・70	69	浦和地決平成7年2月17日	公取委審決集41・501
32	東京高判昭和53年5月25日	判夕368・241	70	大津地彦根支決平成7年9月11日	判時1611・112
33	大阪高判昭和54年2月23日	判夕406・134	71	大阪地判平成7年11月7日	判時1566・85
34	神戸地判昭和54年12月11日	金判591・43	72	千葉地佐倉支決平成8年7月26日	判夕938・260
35	名古屋地判昭和55年5月28日	判時982・138	73	大阪高判平成8年10月25日	判時1595・70
36	東京地判昭和55年7月14日	判夕433・111	74	大阪高判平成9年3月28日	判時1612・62
37	東京地判昭和55年9月16日	判夕437・143	75	東京高判平成9年7月31日	判時1624・55
38	東京地判昭和55年9月26日	判夕437・139			